

午前10時6分 開会

議長（奥和田好吉君） ただいまから平成13年第3回泉南市議会定例会を開会いたします。

この際、会議に入るに先立ちまして、過日來病に伏し入院、療養一途に努められましたが、薬石効なく、去る8月13日急逝他界されました故重里 勉議員の御冥福をお祈りするため、ただいまから1分間の黙禱をささげたいと思います。全員の御起立をお願い申し上げます。黙禱。

（全員起立、黙禱）

議長（奥和田好吉君） 黙禱を終わります。御着席願います。

これより本日の会議を開きます。

出席議員が法定数に達しておりますので、会議は適法に成立いたしました。

本定例会には、市長以下関係職員の出席を求めております。

これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において4番 大森和夫君、5番 真砂 満君の両君を指名いたします。

次に、日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日9月17日から9月21日までの5日間といたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（奥和田好吉君） 御異議なしと認めます。よって会期は、本日9月17日から9月21日までの5日間と決定いたしました。

次に、市長から開会に当たりあいさつのため発言を求めておりますので、これを許可いたします。市長 向井通彦君。

市長（向井通彦君） おはようございます。議長のお許しをいただきましたので、平成13年第3回泉南市議会定例会の開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

まず初めに、去る8月13日御逝去されました故重里 勉議員に対しまして、謹んで心からの哀悼の意を申し上げますとともに、御冥福をお祈り

申し上げます。

また、去る9月11日、米国における事件は、極めて卑劣かつ暴挙であり、絶対に許されないものであり、強い憤りを感じております。米国民に対し心よりお見舞いを申し上げます。不幸にも犠牲になられた方々、御家族の皆様方に対し、謹んでお悔やみを申し上げます。二度とこのような罪なき市民に向けられた破壊行為が発生しないよう心から願う次第でございます。

さて、議長初め議員各位におかれましては、平素より本市の発展並びに市民の福祉の向上に御尽力をいただきますとともに、市政全般にわたり御理解、御協力を賜りまして、厚く御礼申し上げます。

本議会には、泉南市一般会計補正予算など議案33件と報告案件1件を御提案さしていただいております。何とぞよろしく御審議をいただき、御承認を賜りますようお願い申し上げます。簡単でございますが、開会に当たりましてのごあいさつとさせていただきます。

議長（奥和田好吉君） 次に、日程第3、一般質問を議題といたします。

この際申し上げます。本定例会における一般質問の各質問者の持ち時間については、その答弁も含め1人1時間といたします。

これより順次一般質問を許可いたします。

まず初めに、5番 真砂 満君の質問を許可いたします。真砂君。

5番（真砂 満君） おはようございます。今期初めてトップを飾らせていただきます市民わの会、真砂 満です。よろしく願いいたします。

質問をさせていただく前に、ごく簡単に過日発生いたしましたアメリカでの連続テロについて言及を行っておきたいというふうに思います。

アメリカ各地で大規模連続テロによって多くの犠牲者と被害が生じていることに対して、深い悲しみと強い怒りを禁じ得ないことをまずもって表明しておきたいというふうに思います。

私の口から申すまでもなく、こうしたテロリズムは人道と正義に反するばかりでなく、民主主義を完全否定する卑劣な行為であり、厳しく非難されなくてはなりません。

そういった意味では、世界各国が一致をしてこうした暴力行為に屈することなく、テロに対して毅然とした態度で立ち向かうべきであります。日本も、事件解決のためアメリカ政府に対してできる限りの援助や協力を行うとともに、国内外へのテロ波及の不測の事態に備え、危機管理に万全を期すべきであるというふうを考えております。私は、民主党に所属する議員の1人として、できることの協力を惜しまないことをここに言明しておきたいというふうに思います。

それでは、早速ですが、通告に基づきまして、大綱3点について順次質問に入らせていただきます。

大綱1点目は、住宅の問題について質問をいたします。

まず初めに、市営住宅のうち同和向け住宅の入居についてお伺いいたします。

その1点目は、募集から入居までの手順、手続について現在どのようになされておるのか、明らかにしていただきたいというふうに思います。

2つ目に、募集から入居までの受け付け機関並びに入居決定機関はどこなのか、この辺についても明らかにしていただきたいというふうに思います。

3つ目は、入居にかかわって市同促並びに住宅入居検討委員会のかかわりはどのようになっておるのか、この辺も議会にお示しをいただきたいというふうに思います。

4点目は、教えていただきたいのは、過去3回の募集並びに入居の状況はどのようになっておるのか、御報告をいただきたいというふうに思います。

5点目は、正式といいましょうか、正規以外の入居はこれまでにあったのかどうか、このあたりについてもお示しをいただきたいというふうに思います。

次に、氏の松住宅を初めとする、いわゆる3住宅に係る係争事案について質問をさせていただきます。

経過等につきましては、今さら申し上げる必要もないと思いますので割愛をいたしますが、今月末にも判決が出ると聞き及んでいるこの案件につ

いて、行政側が勝訴の場合どうされるのか、逆に敗訴された場合どうなるのか、判決前という状況下であります。一定の考え方をお示し願いたいと思います。

あわせて、今回の訴訟は訴えられた側であります。行政が市民の皆さんとこのような第三機関を通じて係争をしなければならない状況を行政のトップである市長はどのように感じておられるのか。

また、この件と離れて、行政と市民との約束という重みについてどう考えるのか。行政の継続性は、首長がかわり、主義主張が変われば変更されてもやむを得ないものと考えておられるのかどうか。また、変更する側に継続変更の手続をとる責任は発生しないのかどうか。加えて、交渉当事者として果たさなければならない責任とは一体何なのか等々について、今後のこともございますので、この際向井市長の考え方をお聞きしたいと思えます。

大綱2点目は、人事政策について質問をさせていただきます。

現下の財政状況の中で、人件費比率の高さが指摘されて久しいわけですが、賃金とともに定員、定数の問題が大きな課題であろうかと思えます。今回は、定員、定数の問題に絞ってお伺いいたしますが、まず初めに機構改革に伴う職員配置についてどのようになっておるのか、お示しをいただきたいというふうに思います。

といいますのも、さきの議会では大変耳ざわりのよい言葉を並べて変更理由を述べておられましたので、特にそのあたりについての職員配置をどのようにされるのか、お教えいただきたいと思えます。

次に、職員採用試験の時期に今入っております。その中で、中長期的に人事というものを見れば、単に職員数だけではなく、職員構成年齢という観点も無視できません。そのあたりについての考え方をお示しいただきたいと思えます。

最後に、行革との関係では民間委託の計画がなされていますが、例えば保育所現場を見れば、給食調理や用務員のいわゆる現業職場については民活導入方針が示されておりますが、保育所という

根幹をなす保育士や看護婦等についての公的保育に対する市の考え方や方針が示されておりません。そればかりか正規職員数を超す臨時職員を雇用し、その数は年を追うごとに増加している状況であります。保育を取り巻く状況が変化する中で、まさに公的保育のあり方が問われている今日の対応は、本当に責任ある体制と言えるのでしょうか。保育所に限っての市の考え方をお聞きしておきたいと思えます。

3点目は、規格葬儀についてであります。

規格葬儀が10月より実施されることになり、9月広報で指定業者名等が掲載をされておりました。その記事の内容は、所管をする常任委員会での報告と違う内容記載でありますし、ある業者の建物が違法建築であることと、そういった違法建築物で営業される業者の市の指定はいかなものかとの指摘に対し、明確な市の対応を示さないばかりでなく、何とその同じ場所で会社名が違う他の2社を指定業者として格付していることが明らかになりました。これは一体どういうことでしょうか。

そこで、お聞きをいたしたいと思えます。その1つは、所管委員会の指摘を行政はどのように受けとめているのでしょうか。そしてまた、2つ目には、委員会での指摘に対する回答をどのように考えておられるのでしょうか。そして、3つ目は、問題視されている場所で計3社を指定する基本的な考えは何なのかを明らかにしていただきたいと思えます。

同時に、違法建築等の問題は所管外と――厚生消防常任委員会ですから所管外なんです。所管外であるとするならば、泉南市並びに大阪府の対応はどうなのか、あわせてそれらとの共同歩調と申しますか、整合をどのように図ってきたのか。役所という1つの組織としてどのように考え、結論づけたのか、だれもが理解できるよう説明をしていただきたいと思えます。

大綱3点についての質問は以上でございますが、できる限り簡潔に質問させていただいたつもりでありますし、質問書は既にお手元にお渡しをしておりますので、質問趣旨に沿っての御答弁をよろしく願いをいたします。残りの時間につき

ましては、自席より質問をさせていただきたいと思えます。

議長（奥和田好吉君） ただいまの真砂議員の質問に対し、理事者の答弁を求めます。市長。

市長（向井通彦君） 一般住宅の中で幾つか御質問がございましたので、私がお答えする部分と、それから担当部長がお答えする部分と、ちょっと2つに分かれるかというふうに思いますが、それぞれの立場で御答弁申し上げたいというふうに思えます。

まず、私に対するものとしたしまして、行政と市民が第三者機関、ここで言いますと法的な機関で係争しなければならないということに対してはどのように感じておるかということでございます。まことに残念というふうに思っております。やはり双方が十分話し合いをして、その中で解決していくというのが本来の姿だというふうに思っております。

それから、本件と離れてということですが、一般的に行政と市民との約束、あるいはまた市長と市民との約束ということについての重みについてどう考えるかということですが、これは当然重いものであるというふうに感じております。

また、行政の継続性という問題の御質問がございまして、市長あるいは町長がかわった場合に、主義主張が変わればそれらは変更されても仕方がないか考えるかということですが、1つは政治の世界でございますから、それぞれ選挙を通じて公約を掲げて当選をしてくるわけでございますから、当然市長なり町長がかわれば、その方針なり政策なりというのは変わることはあり得るというふうに思っております。

また、行政の継続性ということにつきましては、本来はそういうことだというふうに思いますが、先ほど言いましたように、トップがかわって方針が変わるという場合もあり得ますので、これらについてはやはりそのときの行政のあり方の問題だというふうに思っております。

今回の場合は、昭和61年に市長が交代されまして、そのときに重要案件については引き継ぎという形をとるわけでございますけれども、それも調

べた中では、以前にも申し上げましたように、この住宅についての払い下げという記載はございませんでした。

また、私が平成6年に就任いたしましたときは、前市長が急にお亡くなりになられたという変則であったわけなのですが、そのときの引き継ぎは、当時の市長職務代理者から私に引き継ぎを受けております。その中では、3住宅については払い下げではなく建てかえという形で引き継ぎを受けておるところでございます。

それから、方針が変わる場合に、その辺の説明といいますが、十分そのあたりのことをしなきゃならないんじゃないかということでございますが、当然そういうことだというふうに思います。その理由なりをやはりきっちり説明する必要があるというふうに思っております。

それから、交渉当事者として果たさなければならぬ責任ということでございますけども、私、就任いたしましたから入居者の皆さんとかなりの回数についてお話し合いをさせていただきました。以前のいろんな経過はあるにいたしましても、少なくとも私がお話し合いをさせていただいて、いろいろ一定の回答の時期とか、あるいは方針なり、そういうことについて日を決められて指定されたものについては、すべて守ったつもりでございます。結果が満足いくものかどうかは別にいたしまして、お話し合いの中でそういう一定のその時点で約束をしてきたことについては守ってきたつもりでございますし、今後も守っていきたいというふうに思っております。

その他につきましては、担当部長より御答弁申し上げます。

議長（奥和田好吉君） 山内事業部長。

事業部長兼下水道部長（山内 洋君） 住宅の問題でお答えを私の方からさせていただきます。

まず、同和向け住宅の入居に関する件の御質問でございましたが、5点ほどございました。お答えをさせていただきたいと思っております。

募集から入居までの手順、手続、これはどうなってるのかという御質問でございましたが、申し込みを受け付けいたしまして、その後実態調査をして、入居検討委員会を開催し入居予定者を決め

た後に、泉南市同和促進協議会の会長でございます方からの推薦書の提出をもって、入居手続申し込みに係る決裁をとっておるところでございます。その決裁をもって入居者を順次入居させているというのが現状でございます。

それから、募集から入居までの受け付け機関、また決定機関はどこであるのかという御質問でございますが、募集につきましては、期間を定めずに常時受け付けを行っております。受け付け機関は、建築課もしくは泉南市同和事業促進協議会でも行っておりまして、入居決定機関は市でございます。

それから、3点目でございますが、市同促並びに入居検討委員会のかかわりはどうかという御質問でございますが、泉南市の同和向け市営住宅の入居の事務取扱要綱というのを定めておりまして、入居の申し込み、入居者の決定につきましては、市同促の協力、意見を聞くという条文に基づきまして、市からの住宅に関するのみの組織づくりを市同促に依頼して組織されたのが入居検討委員会でございます。

それから、4点目の過去3回の募集並びに入居の状況でございますけども、古い順からいきますと、第1回目は平成12年の8月10日に入居検討委員会を開催しております。その時点における待機者数は、新規申し込みとして33名、また部屋がえの申し込みとして8名、入居決定戸数といたしましては、新しく入っていただいた入居者が8名、部屋がえを行ったのが2名でございます。

2回目は、平成12年の11月1日に検討委員会を開催いたしました。当時の待機者数は、新規入居申し込みが27名、部屋がえの申し込みが7名でございまして、入居決定は新しく入っていただいた方が3名、部屋がえが1名でございます。

それから、3回目といたしましては、ことしの2月の20日に検討委員会を開催いたしまして、この時点での待機者数は、新規入居申し込み27名、部屋がえ申し込み9名でございまして、決定につきましては、新規入居4名、部屋がえ入居1名でございます。

それから、5点目の正規以外の入居者があるの

か、あったのかということでございますが、議員御承知のとおり、平成12年度におきまして市が入居の許可を行っていないにもかかわらず住み続けて、不法に住宅を占有して、民事調停を行った経過がございます。住宅を返還させまして、他ではないというのが現在の状況でございます。

それから、氏の松を初めとする一般3住宅、これについての御質問で、市が勝訴した場合どうするのかという御質問でございますが、勝訴の上は入居者の方々と十分な話し合いを行い、市の方針である建てかえの理解を得るべく努力をしてみたいというのが基本的な考えでございます。

それから、市が敗訴した場合どうなるのかということでございますが、判決内容を十分に精査いたしまして、今後の対応はその上で検討していきたいというふうに思っているところでございます。

それから、規格葬儀の中で、業者の建築違反があるのではないか、それについて都市計画の方の取り締まる関連のことについてお答えさせていただきます。

違法建築に対する措置については、御存じのように特定行政庁である大阪府が行っておるところでございます。市の役割という部分につきましては、スムーズに大阪府が措置等が行えるように、現地調査、また確認、報告等を連携をとりながらやるのが市の務めであるということで、今までずっと行ってきたところでございます。

御指摘の部分についても、相当期間が経過しておるわけでございますが、文書による大阪府の勧告を行っておるところまで行っているのが現状でございます。

以上です。

議長（奥和田好吉君） 中谷市長公室長。

市長公室長（中谷 弘君） 真砂議員さんの御質問のうち、人事政策の関係で3点ほど御質問がございましたので、私の方から答えさせていただきます。

まず、機構改革に伴います職員配置についての御質問でございますけれども、組織機構の改革につきましては、平成9年度から行財政改革実施計画に基づきまして、簡素効率化の観点から施策展開が図られるよう、類似事業や施策の一元化を図

るなど組織体制の見直しを行ってきたところでございます。

今回の改革に伴いまして、担当部署間において一部事務分掌に移動が生じたところがあるために、事務量に応じた適正な職員数を配置することが重要であると考えておりまして、現在、現場等の意見も聞きながらその作業を進めておるところでございます。また何点かの調整がございますので、きちとした人数は決まっておりません。

ですから、もう少し時間がかかるとは思いますが、基本的には新しく設置する係、情報化の推進係とか地域振興係、行革推進室等については、新たに係長以下の職員を配置しなきゃならないというふうに考えております。行革推進室につきましては、当面は次長級等を頭として、その推進を図っていきたいというふうに考えております。

それと、統廃合等によりまして係が減になるような部署につきましても、現在の業務量等から判断をして、適切な人員配置等に心がけているところでございます。

それと、組織の統合等による部署につきましても、新組織の中で業務の割り振り等を行うところもございまして、その辺の配属人数等も最終調整をいたしておるところでございます。

いずれにいたしましても、今申し上げましたような考え方に立ちまして調整をしておるところでございますので、すべてが決まっていないということの中で、人数等の御報告はもう少しお時間をいただきたいというふうに考えております。

次に、職員の年齢構成の問題についてでございますけれども、本市の場合、30歳前後や40歳前後、50歳代前半の職員が多いということで、54歳以上については少ないという職員構成になっておりますが、人事政策上、秩序ある職員構成を図るためには、職員採用は計画的に行っていく必要があるというふうに考えております。

また、平成18年度以降、事務職員の定年退職者が急激に増加してくることからも、これまでのような偏りのある職員構成を避けるということも必要であるというふうに考えておりますので、人員抑制の中でありましても、計画的な職員採用につきましても努めてまいりたいというふうに

考えております。

次に、3点目の保育所関係でございますけれども、行革とのかかわりということの質問でございますので、私の方からその辺のかかわりについて御答弁をさせていただきたいと思っております。

少子化の進行、夫婦共働き家庭の一般化や地域子育て機能の低下等によりまして、保育所は乳幼児の健全育成や女性の社会参加を支え、就業と育児の両立支援を図るための必要な施設でございます。その役割はますます増大するというふうに考えております。

そのような中でございますけれども、本市の公立保育所におきましては、議員御指摘のように、他市でも例が見られるんですけれども、嘱託、臨時職員等の数も相当増加していることも事実でございます。しかしながら、保育所の保育行政の役割の重要性からも、直近では延長保育のさらなる充実も図っておるところでございます。

この保育行政は、今まで公立を中心として進めてきたわけでございますけれども、近年では行政のスリム化、効率化という観点から民営化という課題も議論としてなされてきていることも事実でございますが、本市の場合、今後のあり方でございますが、新行財政改革の実施計画では、給食調理や用務員等につきまして民活導入の方向を示させていただいておりますけれども、今後も実施計画にお示しした項目に限らず、サービスの維持等が確保できる業務につきましては、官民の役割分担についても行革の中でも検討を図っていくという考え方でございますので、よろしく御理解をお願いしたいと思います。

議長（奥和田好吉君） 藤岡市民生活部長。

市民生活部長（藤岡芳夫君） 市民生活部の方からは、規格葬儀について指定業者等に関する件につきまして御答弁を申し上げます。

議員御指摘の「広報せんなん」9月号と厚生消防常任委員会協議会、これはたしか5月31日に開催した協議会であったと記憶をしております。この説明と報告内容が違う点につきましてでございますが、当初市内の葬祭業者は6社である、そのように事務局としては考えまして、協議を昨年より進めてまいったというふうな次第でございま

す。

その所管の協議会で御報告申し上げました後に、3社の方から市のこの葬儀に対して協力をしたいというふうな申し入れがあったということで追加をしまして、9社となったというふうなわけでございます。

つきましては、事務局の方の当初業者さんの調査につきましては大変間違いがあったということで、御迷惑をかけましたことにつきましては、おわびを申し上げたいと思っております。

次に、不法建築の件でございます。これにつきましては、所管の委員会協議会での御指摘の後、事業部で状況や経過を問い合わせをしました。御指摘のとおり違法建築である、大阪府の監察の方からも指導があったということは聞きました。しかし、我々としまして、建築物の内容と、それから営業といいましょうか事業といいましょうか、そういうふうなものとは別ということで判断し、協力を申し上げたというふうな次第でございます。

また、同一施設で複数の業者があるということにつきましては、それぞれ形態が違う、株式会社、有限会社、個人というふうな、組織が違うといいましょうか人格が違うといいましょうか、そのような内容であったということで、市としましては住民さんの利便等も考えまして、市内の葬祭業者さんすべてに指定の規格葬儀への協力を願ったというふうなわけでございます。

以上でございます。

〔真砂 満君「議長、答弁漏れがありますので」と呼ぶ〕

議長（奥和田好吉君） 答弁漏れありませんか。

———真砂君。

5番（真砂 満君） 壇上でも言いましたけど、私、質問書を渡してるでしょう。皆コピーを持ってるでしょう。箇条書きにしてるんですよ。あれだけわかりやすく説明してるんですよ。答弁抜かないでくださいよ。時間のむだですよ、いつもこれ。ええかげんにしてくださいよ。常任委員会に対して行政はどない考えてるんですか。一番大事なところでしょ。

議長（奥和田好吉君） 藤岡市民生活部長。

市民生活部長（藤岡芳夫君） 失礼しました。所

管の常任委員会の御指摘についてどのように考えているのかということにつきまして御答弁漏れがありましたので、再度申し上げます。

所管の委員会での御指摘、御意見につきまして、真摯に聞いてまいる、なお、内容によりまして検討すること、それから調整すること、これらにつきましては速やかにその事務を進めることであると、このことを基本に考えております。

議長（奥和田好吉君） 真砂君。

5番（真砂 満君） 部長ね、私はこの間、この件だけじゃないですよ。ほかの件でもずっと言うてるんです。本会議場で議長にもいろいろ迷惑かかってますけど、議会運営のあり方についての議論の中で、やっぱり所管の委員会の中で十分議論して、お互いに議論の中でいい行政をつくっていかうかと、そのための議論をする場として常任委員会、その専門的な常任委員会の設置があるんでしょう。議論しようよと言いつけてるんですよ。

にもかかわらず、行政は議会前にしか資料として、議会の議案としての資料しか常任委員会に出してこないんでしょう。私が申し上げている内容で、行政側が議会に対して真摯に議論する、しようという姿勢がないんでしょう。そういう姿勢やからこそ、委員会に対して指摘をされてることに對して何の回答もなく——何か回答ありましたか。ないままに広報出すんでしょう。出してしまうでしょう。

少なくとも議会の中で、委員会の中で疑義があるのと違うんか、これおかしいんと違うんかいということ指摘をされたんなら、行政はそれは間違いない、疑義がない、行政は正しいんだというのであれば、議会に対してきちっと先に説明すべきじゃないですか。その後に出すんだったらいいですよ。そら主義主張なり意見の相違はあっても、それは私は認めますよ。私の考えと行政の考えが違うこともあり得る、この世の中ですから絶対あり得るんですから、その事実は認めますよ。

しかし、何の議論もなしに、委員会としたら、議会人としたら言いつ放しなんです。その答えをもらわんままに行政だけが勝手に進んでるでしょう。そんなやり方をして、何が行政と議会は両輪なんですか。言葉とやっけることが違うんじ

ゃないですか。そのことが余りにも最近の行政は多過ぎるでしょう。

藤岡部長には悪いですけどね、今回3項目しか質問してませんから部長の方へ行きますけども、私の言うてること、おかしいですか。部長はそのことに対してされましたか。役所という1つの組織なんでしょう。所管が違う、担当してる部署が違う、そやけど市民とかいうものはそんなこと関係ないんですよ。役所として何を決定したんか、何をしようとしてるんかですよ。それが片っ方でおかしなことがある、違法がある、そやけど認めますということになれば、何でもありかいと、何してもええんかいということになると違うんですか。そのあたりはどうなんですか。

私は、今の答弁の中でもまだまだらってないやつがあるんですよ。組織としてどういうふうな決定をしたのか、整合性なり共同歩調という部分を担当の所管として、都市計画なり大阪府に対してどのような経過で話をして、泉南市として決定をされたんか、そこが欠落してるでしょう、今の中でも答弁として、そこが大事じゃないんですか。だから、きちっと答弁してくださいよ。少なくとも私になるほどな、それは行政の言うことも一理あるなとわかるような答弁してくださいよ。

議長（奥和田好吉君） 藤岡市民生活部長。

市民生活部長（藤岡芳夫君） 所管の委員会に報告した内容と違う内容の広報を出した、これにつきましては先ほどもおわびを申し上げましたが、その違うという、3社追加をしたという名簿につきましては、議会の全議員さんの方にも配付をさしてもらったというふうなことで、対応が遅かったということにつきましては反省はしております。

それから、違法建築で府から指導中であるが、本業者を今回の葬儀の方に参入しているという件につきましては、当然事業部さんの方とも十分その経過につきまして聞いたわけでございます。

ただ、先ほども御報告さしてもらいましたように、商売上のことと違法な建築であるということにつきましては、別なものであるというふうな考えまして、我々は今回、この葬祭業者さんにつきましては、何も市の方から許可とか認可とか、そ

のような特権を与えるというふうな内容ではないというふうに考えまして、ただ多くの要件をば当初に設定はしてなかったということについては、これにつきましても反省をしております。

今後は、このような内容につきましては、ある一定の要件というのを当初に定めるべきであるというふうに、これも反省している次第でございます。

以上でございます。

議長（奥和田好吉君） 真砂君。

5番（真砂 満君） 今の答弁をいただいても、全然自分の気持ちの中ですっきりすることはないですし、理解ができません。市民がその事実を知って、おかしいと違うんかいと、何でやねんというような不審なり疑問なり持たれる行政は、やっぱりしてはいかんと思いますよ。

これは蜷川助役にも申し上げましたけども、助役も同じような基本的な考えなんですね。何がおかしいんやと、私にそういうふうにおっしゃってますから。だから、大阪府から出てこられてる方もそういうような内容なんです。大阪府は取り締まってるんでしょう、不法建築を。府と市は違うか知りませんが、大きなくくりでいうたら役所がやってるんですよ。これも役所がする、こっちも役所がする。こっちの役所があきません、直しなさいと言うてるんでしょう。こっちは問題ない、やりなさい。この2つをどう整合性を持たすんですかと。おかしいのは、片一方はあかん、片一方はええ。ええ方はよろしいですよ。あかん方とええ方をどう整合性を持たすんですか。

今言うても部長の方、御答弁がなさそうですし、今回はそのぐらいにしときますけどもね。やっぱり僕はおかしいと思いますよ。助役、後であつたら言っていたら結構です。

それで、住宅の問題に入ります。せっかくたくさん係争の住宅の方が傍聴に来られておりますので、それからやりたいと思います。

市長、経過については、僕も当初市長と一緒にかわらしていただきましたし、内容についてはよく理解してるつもりです。ただ、さっきの話じゃないですけども、単純におかしいやないかと、約束をされて——約束されたわけですよ、実際

にね。それが変わったということもありますけども、その継続の問題の中で説明責任がきちっと果たされてなかった。果たされたのかは、それはよくわかりませんが、十分に果たされてなかった、理解されてないということは果たされてなかったということだというふうに思いますけどもね。

そんな中で、不幸にも裁判をされる。その結果が出ようとする。この28日ですか、出るわけですね。当然、市が勝訴になれば、今山内部長がおっしゃったように、市長がおっしゃってるとおりなんですから、それは何の問題もないでしょうけども、もし仮に内容的にですよ——結果的と内容的と違いますね、結果と内容がありますから。その内容の部分で住民の皆さん方がこれまで主張されてきている事柄も多分に言及されてくると思うんですね、あの経過から見れば。

その中で、市長として、市長もこの経過については何とかしたいという思いは、僕らと一緒にあったんですよ、途中までね。あつたし、苦渋の選択をされたんですよ。その中でこの判決という1つのものが出るときに、もう一度市長としての何がなないかと。市長としてそれを見て、何か感じようとする結果を見出して、何かをしようとする何かの考え方はないのか。非常に抽象的です。僕も内容を見てませんし、どういう結果が出るか予想もできませんので、何とも言いがたいものがあるんですけども、僕が言わんとすることは市長もある程度理解をしていただけないというふうに思いますので、その辺についての何かの言及があればお示しをいただきたいと思います。

議長（奥和田好吉君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 今月下旬に一審判決が出るということが決まっております、結果はどうか分かりません。

今おっしゃられてるのは、仮に市が勝訴した場合どうするのかということだというふうに思うんですけども、要するに市が勝訴して（真砂 満君「中身です」と呼ぶ）、中身の判決とそれから判決理由、そのあたりのことをおっしゃってるのかなというふうに思いますが、これはもう間もなくでございますから、これはやはり判決を待つという考えでございます。

おっしゃいますように、それがどっちに出るのかということ、それから判決理由ですね。当然いろいろ記載があるというふうに思いますので、それもちよっと見なければ何とも言えませんが、経過のあることをごさいます。というのは私もいろんな調べの中で十分わかっているつもりでございます。ですから、その判決が出た中で、我々の方もどう対応するのかということを考えていかなきゃいけないというふうに思います。

当然、その判決のどっちが勝つかというのは別にしまして、所管の委員会にも速やかに報告をさしていただきたいというふうに思っております、今準備を進めているところでごさいます、まずそこできっちり報告をさしていただきたい。それから、その内容によって、我々また内部的に協議をして今後の方針を決めていきたいと、このように考えております。

議長（奥和田好吉君） 真砂君。

5番（真砂 満君） 私もこの判決が出る前にこの質問をするというのは、やっぱりいかなものかなとは思ったんですが、壇上で質問したように本件から離れた場合、市長の考えてることと私の考えていることは何ら変わらないんですよ。それをこの住宅の係争の問題にリンクさせてみますと、今行政がとらざるを得なかったやり方というのが私は納得ができないし、ある面仕方ない、法律というようなものもありますから仕方ないというふうに思うんですけども、その人の立場になって物事を考えたときに、そういうふうな考え方、やり方があるのに何でやねんと、行政に瑕疵はなかったんかいというふうにやっぱり強く思うんですよ。

ただ、私は住民の皆さんには悪いですけど、裁判することには反対でした。なぜならば、住民にとってプラス面がないんですよ。結果が出たときにはいいですよ。係争するそのプロセスの中で住民負担が余りにも大き過ぎる。それだったら十分に話し合いをして、違う結論なり見出し方というものもあったのかもわからへんなど。

ただ、経過がありましたから、一定の期限を切って向井市長の考え方を示せということになりましたから、市長も答えざるを得なかったという、

そういう経過はあります。それはもう十分わかっていますから。

ただ、もうここに来た以上、そんなことを言っても始まりませんし、私が期待するのは、この28日の判決を見て、向井市長が当初の話し合いをしたときの気持ちなり、そういったものにもう一度立ち返っていただきたい。住民と行政だけがもし仮に話し合いをしづらいということになれば、私は、少なくとも議会の中で数多くの議員が質問もしてますし、長い間これやってますよね。そういった意味では、議会としても何らかの役割を果たせることがないのかなというふうに考えてます。その辺はまた市長とも話し合いをさせていただきたいというふうに思いますので、その辺はひとつよろしく願いをして、その28日の判決なり、それを私も見定めていきたいと思っておりますし、市長は当然その出た内容について十分に御検討いただきたいというふうに思います。

それで、ついではですから、市長に同和向けの関係で……。私はいろんな人からいろんな形でいろんな内容で聞くことがあります。それが、人の言うことですからすべてが事実ということもないかわかりません。そやけど、いろいろあるということを聞きます。そんな中で、市長は同和向けの住宅の関係に関しまして、私が今質問しましたけども、不正というのは一切ないというようなお話もありましたけども、そういったことを耳にされたことなりはないでしょうか。

議長（奥和田好吉君） 向井市長。

市長（向井通彦君） この前の調停にかけた分はございしますが、それ以外は私は特段聞いておりません。

議長（奥和田好吉君） 真砂君。

5番（真砂 満君） それでは、これは部長に聞くべきですね。市同促の中に住宅入居検討委員会という組織があるんですよ。それで、今御答弁の中では、同和向け市営住宅入居事務取扱要綱の3条の2の中に、入居申し込みの受け付けに当たっては——略しますけど——市同促の協力を得るものとする、この項目があるからだというふうにおっしゃってるんですね。これだけ読めば入居の申し込みの受け付け業務じゃないんですか。

今のこのあなた方からいただいているフロー図を見させてもらうんですね。ありますね。受け付けて、これはいいと思うんですけど、検討委員会の中で住宅の入居者と号数が決まってから——決まってからですよ、市同促の推薦書をもって決定をするようになってるんです。これ、おかしくないですか。検討委員会の中で通すのは決まってるんでしょう。決まった後に何で会長からの推薦書というのが出てくるんですか。検討委員会というのは、その市同促の下部組織なのかどうかわかりません。市同促と中身は一緒なんですか。違いませんか。僕の理解が間違ってるんですか。

議長（奥和田好吉君） 山内事業部長。

事業部長兼下水道部長（山内 洋君） 入所の検討委員会でございますけども、これは2年半ほど前に、適正入居を検討しなければいけないということで新しくつくったものでございまして、市同促の組織の中でつくったというわけではございません。市同促に新たに入居の検討委員会を行いたいで、人選もお願いして、我々も入って、きちっとした入居をこれからやっていこうという形でつくったものでございます。

それと、検討委員会の範囲は、入居に当たっての協力を得るといって、それ以上に出るものではございません。また、同じ要綱の中に、市長は市同促の意見を聞いて入居を決定するという条項もございまして、それらと加味して十分な意見交換をした中で、最終的には推薦書をいただいているということでございまして、まず最初に市同促から推薦書をいただいてたという行為そのものが入居の委員会の設立より以前からあったものでございまして、重複してる部分もあるかというふうに思いますが、現在はそうしておるわけございまして、今後入居のあり方というのは改めるべき点があるので、十分に検討してお互いに意見を述べていくという形で協議を行っておるのが現状でございます。

議長（奥和田好吉君） 真砂君。

5番（真砂 満君） 期日は忘れましたが、ある議会筋の方から、住民も含めてですけど、今のやり方がおかしいんじゃないかという指摘がありましたよね。部長も覚えられてると思うんですけど、

アンケートなりはがきの問題なんです。それは行政が知らなかったというふうにお答えになってるんですよ。

ただ、通常考えると、これはもらってる資料なんですけど、入居申込書、調査票ですよ。これを添えて通常申し込むんですよ。でないと、その申し込みが適正かどうかわからへんわけですから。申し込みますよね。申し込むんでしょう。間違いないですね。申し込んでますよね。

それで、入居検討委員会が改めてまたアンケートを発行するんですよ。この資料です。これですよ。事業部からもらってる資料ですから。まるっきり同じ内容なんです。書式は違いますが、中身は一緒なんですよ。なぜこういうふうな重複したようなことで調査をされるのか、理解に苦しむ。それがまず1点。

それと、通常、申し込みをしてるんですから住宅に困られている。記載をさせられるわけですから、その内容については受け付け時で当然チェックされて、その入居申し込みにも適合されるんかされないのかということを精査されるべきなんですよ。それで、受付印を押すか押さへんか、そこでまずは精査されるはずなんです、通常の場合。そうでしょう、府営住宅でも公団でも皆そうでしょう。その基準内に合うかどうかというのは、入居申し込みのときに精査されるんですよ。それを同じ内容で、その決定をするとき、なぜ改めてもう一度同じ内容を記載をさせるのか、よくわからないんですね。

それとあわせて、府営住宅とまた同和住宅は違うと言われてみればそうなんです。何回も申し込まれてる方があるんですよ。前も府営住宅なんかでも、外れたら確率が高くなるような方法をとってますよね。今のやり方を見れば、入居に困っているという判断がその検討委員会の中でされん限り、何度申し込んでもだめなんですよ。それ以上に困ってる方がおられる。後からまた来られますから。だから、困ってる度合いなんですよ。10困ってる人と1困ってる人。ということは、1困ってる人は永遠に入れられないんですよ。そういうやり方なんですよ、今。

やっぱり公営住宅なんですよ。一方では、役

所が出してる入居者の皆さんへ、これは同和住宅でも一般住宅でも一緒なんです。中身はね、一緒でしょう。市営住宅は、国や府の補助を受けている、泉南市が整備した泉南市民の共有の財産であります。当然です。その観点はそしたらどこに行くんですか。

それがまず1点と、それと同和地区内の入居希望者の公平性というのはどういうふうに担保されるのでしょうか。すべてがその検討委員会という中でされるのでしょうか。

それと、もう時間がないんでもう一度言いますが、あなた方が資料として最終的に検討委員会でされたのは、ことしの13年の2月20日だと。これが最終の——今の時点ですね。近々にありましたけど、近々は除いて2月の20日やと。この後に新規入居者が4名、部屋がえが1名、5件の入れかえなり入居があったはずなんです。

ですから、春の段階でその検討委員会の検討された、決定された内容の人はすべて入ってるんですよ。次に9月の十何日までないんですよ。でも、その間に新たに入居されてる方がいてるんです。その事実はどうするんですか。

議長（奥和田好吉君） 山内事業部長。

事業部長兼下水道部長（山内 洋君） まず、入居の公平性をどう図っていくのかということでございますが、確かに過去には要綱で定めた以上の行為を協議会が行ったということがございます。それについては、我々も知らなかったということもございまして、即やめよということで停止をしたところでございまして、要綱どおりきちっとお互いにやっていこうと、そういう意思確認は行ったところでございます。

それと、毎年15戸の新しい入居、これを行っておるわけでございますけども、これについては年2回程度の——補修をして入居していただかなければならない部分がございますので、過去2回ほどで修理の期間を固めて行き、やっておるわけでございます。

この中で、先ほど議員がおっしゃられたように住宅の困窮度、これについては格差、ばらばらでございますので、我々としては入居については単純明快な順番制をとるとか、そういうことをやり

たいわけでございますけども、公営住宅の趣旨からいって困窮度の高い人に入らせていただくというのが、これが第一義であるという認識のもとに、これからどういうふうな公平を保った入居をやっていくのかというのは検討していかなければならないということで、現在取り組んでいるのが現状でございます。

それと、その期間に新規入居があったのではないかなということでございますけども、我々としては緊急度の高いという部分については、随時入居もやらなければならないという判断のもとにやったことはございます。

議長（奥和田好吉君） 真砂君。

5番（真砂 満君） そんな言葉で逃げんといってくださいよ。そら困りますよ、そんなん。だれが判断するんですか。待っておられる方、現実についてるんですよ。その方から見られたらどうなんです。おかしいですよ。

もう時間がないのでまとめて言いますが、入居を決定するのは泉南市でしょう、結局最終的には。だって、役所がかぎ持ってるんですよ。かぎを渡さん限り住民は入れないんですよ。役所が知らなかったとか、そんなことはもう通用しないんですよ。だって検討委員会の中でも、オブザーバーですけど、人推部長と事業部長が入ってるんですよ。オブザーバーですから常時入ってる状態ではないとは思いますが、でもそれなりの意見なりその内容なり、全部把握されてるはずなんです。

そやから、今部長がおっしゃったような、もう時間がないですからもう答弁いいですけど、緊急性とかいう言葉で逃げたらあかんと私、思いますよ。それだけ指摘して、議長、時間ですから終わります。

議長（奥和田好吉君） 以上で真砂議員の質問を終結いたします。

次に、1番 井原正太郎君の質問を許可いたします。井原君。

1番（井原正太郎君） 公明党の井原でございます。

まず、市長も真砂議員も述べられましたが、ニューヨーク摩天楼の中心に立つツインタワーの世

界貿易ビルに9月11日午前9時前、日本時間午後10時前でありました、旅客機が2機相次いで衝突、炎上、爆発は数回にわたりまして、約1時間半後に2棟が崩壊するという大惨事が起こりました。さらにまた、ワシントンの国防総省にも飛行機が突入するという大惨事が発生し、多くの方々が犠牲になられました。アメリカ並びに今回犠牲になられた方々、そしてその家族の方々に対しまして心よりお見舞いを申し上げます。

アメリカの主なテレビ局は、テロリストによる犯行と断定いたしました。今その犯人の確定に懸命の捜査を続けておりますが、今回の犯行は、単にアメリカだけではなく、国連も世界もこのようなテロに対し力を合わせ、民主主義の堅持のために、そして平和のために連携をして、一日も早く平和で安穏な社会を取り戻せることをお祈りするものでございます。

また、去る8月13日には、長い間泉南市議会議員として市政発展に尽くしてこられ、お亡くなりになられました重里 勉議員に対し、心より哀悼の意をあらわすとともに、御冥福をお祈り申し上げます。

話は変わりますが、過日の7月29日には、国民が注目する中、第19回参議院選挙が行われました。長引く不況の中での選挙でもあり、そして小泉内閣での初めての参議院選挙でありました。小泉総理は総理就任後、かねてより表明されていたとおり強い改革の決意、つまり聖域なき行政改革の発表と強いリーダーシップで、今までにない高い支持率の中での選挙でありました。したがって、選挙結果が大いに注目されたわけですが、予想どおり小泉人気の追い風を受けて、自由民主党が大きく国民の期待を集める結果となりました。

私ども公明党も多くの皆様からの御支援をいただき、過去にない得票となり、重要な新世紀初めての参議院選挙を勝利することができました。皆様の真心の御支援に改めて深く感謝するとともに、痛みのわかる政治と人間のための政治確立に向けて、全力で政策課題に取り組んでまいりたい、このように覚悟を新たにいたすところであります。

さて、最近子どもを取り巻く社会状況のもう1つの認識でございますが、今もって悪夢としか言いようのない悲惨な大阪教育大学附属池田小学校での児童殺傷事件発生から3カ月の経過を見るに至っておりますが、この問題の教訓として、児童・生徒、そして学校や社会がどのようにこの児童・生徒らを守っていくのかという課題が今全国的に展開をされております。

また、近くでは東京・新宿区歌舞伎町の雑居ビルでの火災は、一瞬にして44人に上るとい人命が失われました。これらのことから、日ごろの災害に対する備え、つまり危機管理の体制の重大さを改めて物語っていると思うわけでありませう。

そして、ほかにも見逃してはならない点といたしまして、先月8月15日、終戦記念日を節として、小泉内閣総理大臣の靖国神社参拝の問題がありました。このことは日本の国内の問題だけではなく、アジアを中心とした国々に戦後50年を過ぎた今日でも日本への不信を改めて惹起させる事態へと発展いたしました。そして、国際問題となってしまうわけですが、憲法20条の政教分離の原則からしても当然配慮されなければならない問題であります。また、アジアの国々からもさらに信頼をなくす結果となることを憂慮するものであります。

前置きが大変長くなりましたが、改めて通告に従いまして質問をさせていただきます。

まず、行財政改革についてお伺いいたします。

この改革は、既に実施大綱として御努力をいただいていると理解しておりますが、今政府にあってもその改革を発表し、実施に向けて検討が重ねられております。

私ども泉南市にあつては、当面の財政赤字の解消に向けてどう対処するかという点であります。そういった意味からは、その大きな力となり得るものは、やはり広域行政をどう進めるかということと、そして市町合併をどう具体化していくかというのが問われておるものと理解しております。この点について向井市長はかなり積極的な推進をしてこられたように理解しておりますが、現在の進捗、また今後の考え方について、改めてお尋ね

をしたいと思います。

次に、来年度予算について、その編成方針をお尋ねしたいと思います。来年は市長の任期、つまり改選の年でございます。当然、骨格予算となりましようが、本会議にも補正予算も提出予定されております。向井色を今後どのように表現し、市民に表明していくのか、示されるのか、お答えを願いたいと思うわけであります。

その3として、民営化に関する件といたしまして、既に今まで議会でも直営と民間委託のあり方が論議されてまいりました。具体的に双子川浄苑、あるいは先ほども触れられましたが、給食センター、さらに保育所、あるいは幼稚園の民営化策の進捗をここに改めて示していただきたいと思いません。

2番目に、環境問題についてであります。

その1は、河川管理の方向性についてであります。今や地球規模で環境問題への関心が高まってきておりますが、その解決は喫緊の課題であります。そこで、本市における対自然を守る、あるいはその自然に対するこだわりの中で、河川の管理と今後の方向性を確認したいと思います。

北側には樫井川水系、南側には男里川水系があります。これらの水辺空間には貴重な川魚や動植物が生息しておるわけでありますが、これらについて保護なり、保護のための施策をお聞きしたいと思います。

その2点目は、家電リサイクル法施行とともに、この法律のゆえの二次的な問題の惹起が心配されました。本市においては、不法投棄等で新たな問題が発生していないかどうかをお聞かせ願いたいと思いません。

3点目、教育問題についてであります。

その1は、学校現場では先生方を先頭に、対児童・生徒に対し精力的に指導に当たられ、御苦労くださっていることと思いません。そこで、最近の問題行動の実態と、それらに対する対応についてお聞かせ願いたいと思いません。

その2点目は、各学校の施設管理状況、特に校舎につきましても、建築以来四十数年を超える校舎もあるようですが、その改築や補修、そのための耐震診断の進捗や計画を改めてお聞かせ願いた

いと思いません。

また、トイレ等に関しても、従前より久しく問題の提起がなされてまいりました。今後の改修計画も当然なされていると思いますが、具体的に示していただきたいと思いません。

次に、生徒や児童を守る1つの体制として防火設備が備えられております。昨今の災害事例を見ましても、火災報知機等の大切さや点検のあり方が問われております。特に中学校の実態を示していただきたいと思いません。

最後に、市の防災体制についてもお伺いしたいと思います。特に防災体制の充実は、過日の種々の災害を見ましても、その必要性が望まれます。本市の場合も一定の体制はしかれてまいりましたが、今どのような姿をイメージされ、重点をどこに置かれているのかを示していただきたいと思いません。

また、このことに関連として、ボランティア活動の力をかりることも考えておられると思いますが、その点はいかがかをお尋ねいたします。

また、その上に、今NPO活動に関する市民の期待も高まってまいりました。かねてより本議会でも見解を伺ってまいりましたが、このNPOの育成について具体的に今後どのように考えておられるのかを示していただきたいと思いません。

以上であります。質問が多岐にわたりましたが、御答弁よろしくお願ひしたいと思います。なお、時間の許す範囲におきまして自席より質問をさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

御清聴ありがとうございました。

議長（奥和田好吉君） ただいまの井原議員の質問に対し、理事者の答弁を求めます。向井市長。市長（向井通彦君） 私の方から、広域行政と市町村合併についてお答えを申し上げます。

平成11年7月に地方分権一括法が公布されまして、中央の時代から地方の時代へと地方自治のあり方が大きく変化しつつあります。

御案内のとおり、地方の時代とは、地方における自己決定、自己責任という主体的な行政システムを構築し、全国的な統一性や公平性を重視する画一と集積の行政システムから、住民や地域の視点に立った多様と分権の行政システムへと改革す

ることであり、その実行の時代を迎えていると考  
えております。そのため、今後さらに多様化、高  
度専門化する住民ニーズに対応できる地方分権の  
受け皿としての行政体制の整備が急がれるところ  
でございます。その整備の手段として、広域行政  
や市町村合併の推進が挙げられております。

本市におきましては、今後ますます重要となる  
市町村の役割に対応でき、広域化、多様化する住  
民ニーズに対応できるよう、また地方分権の受け  
皿としての強固な自治体をつくるという観点から、  
市町村の今後進むべき方向を検討するため、泉州  
南広域行政研究会を立ち上げたところでございま  
す。

本研究会では、現在2市1町のおおのの行政  
サービスの状況、財政状況等の調査、また当面の  
問題などの抽出作業に入っておりまして、将来に  
向けての課題の抽出に努めますとともに、資料の  
収集を図っているところでございまして、今基礎  
的なデータの収集ということに至っているところ  
でございます。

議長（奥和田好吉君） 谷総務部長。

総務部長（谷 純一君） 私の方から、井原議員  
御質問の来年度予算の編成の考え方及び民営化の  
進捗と今後のあり方について、御答弁申し上げま  
す。

まず、来年度予算の編成の考え方ですが、本市の平成12年度の財政状況は、経常収支比率におきまして一定の改善が図られたものの、平成12年度決算におきましては、実質収支で1億1,500万円の赤字となり、平成10年度から3年連続の赤字決算という非常に厳しい状況でございます。

こういう中での予算編成でございますが、来年度当初予算は骨格予算となっております、その基本的な考え方について御説明申し上げます。

まず1点目といたしまして、最小の経費で最大の効果が上げられるように財源の重点的・効率的配分に努めること。次に2点目といたしまして、市民生活関連分野を重点に財源配分を行う。3点目といたしまして、先般お示しいたしました行財政改革実施計画を予算に反映する。以上の点を中心に、市民生活の向上を目指し、可能な限り努力

してまいりたいと考えておりますので、御理解のほどよろしくお願い申し上げます。

続きまして、民営化の進捗と今後のあり方について御答弁申し上げます。

民間委託等につきましては、先般の不行財政改革大綱及び同実施計画にお示しさせていただいたとおり、市民サービスの維持、向上を前提といたしまして、コストの高いシステムからよりコストの低いシステムへと転換を図るため、外部委託の推進に努めているところでございます。

具体の項目につきましては、保育所給食調理業務や、し尿処理場運転管理業務など7項目にわたり実施計画でお示しさせていただいており、実施時期につきましても計画——平成13年度から平成15年度——に基づいて取り組んでまいりたいと考えております。

今後のあり方といたしましては、業務全般につきましても外部化を行うことによって、効率性が拡大するかどうか、市民サービスの低下を招くことがないかなどの点に留意しながら、可能なものから官民の役割分担の見直しを図り、効果的な行財政運営に努めてまいりますので、御理解くださいますようお願いいたします。

以上でございます。

議長（奥和田好吉君） 山内下水道部長。

事業部長兼下水道部長（山内 洋君） 環境保  
全を踏まえた河川管理の方向性について、御質問が  
ございました。私の方からお答えをさせていただ  
きたいと思っております。

平成9年の末に河川法が改正されまして、一級河川とか二級河川などにつきましては、治水と利水に加えて環境を含めた総合的な河川制度の整備を図ることとなっております。水系全体を見渡して、河川環境の整備と保全を求めるニーズに的確にこたえるため、河川の特性と地域の風土、文化等の実情に応じた河川の整備の基本方針、また河川の整備計画の策定をしなければならないということになっておるところでございます。

泉南市には、二級河川の先ほどおっしゃられた男里川、また榎井川を踏まえてあるわけですが、具体的には大阪府において、榎井川の水系の河川整備基本方針を現在策定中ということ

聞いております。昨年末には、本市の環境整備課、また農林水産課、都市計画課、下水道部と会議を行いまして、資料を提供しておるところでございます。近々には樫井川水系の基本整備計画が大阪府で立てられるというふうに聞いておるところでございます。

泉南市の方も、準用河川、また普通の河川がございますが、柳谷川、木川、また屯道川などの整備を長期にわたってやってきたところでございます。柳谷川、また屯道川については、ほとんど整備事業は終わってるわけございまして、治水から、利水から新たに自然を保全するという意味で、海と山とはつながっているわけでございますので、これらを踏まえた河川の整備の方針、これについては府に準じて立てていかなければならないという考えを持っているところでございます。

議長（奥和田好吉君） 藤岡市民生活部長。

市民生活部長（藤岡芳夫君） 市民生活部の方から御答弁申し上げます。

家電リサイクル法の施行後、不法投棄が発生していないかという御質問だったと思います。これにつきましては、家電リサイクル法を施行しましたのが本年の4月の1日ということで、それから、ニュース、新聞でも報道してますように、全国的には大変増加をしているというふうな状況だと聞いてますが、当市でも若干不法投棄があったということでございます。

その家電4品目の不法投棄についての回収した数字につきましては、19台ということでございます。内訳につきましては、エアコンが1台、テレビが5台、冷蔵庫9台、洗濯機が4台の計19台ということでございます。

今後、この不法投棄についての対策ですが、ハード面では市内の関係部課と連携をしまして、市内を順次パトロールするというんですか、実施をしまして、回収も実施してまいりたい、このように考えてます。

ソフト面では、広報紙、それから看板等で不法投棄の防止を啓発してまいりたいと、このように考えております。それから、現在郵便局の方とも連携をしまして、情報提供の連絡体制を構築中でございます。

そのような状況ですが、今後とも不法投棄のないように対応をしまいたい、このように考えております。

議長（奥和田好吉君） 亀田教育長。

教育長（亀田章道君） 井原議員からの教育問題について大きく分けて2点の御質問があったと思いますが、私の方から、学校での問題行動の実態と対策についてということにおきまして御答弁申し上げます。

文部省の調査によりますと、全国の公立小・中学校で児童・生徒が平成12年度に起こしました校内暴力は、小学校で1,331件、これは前年度と比べると11.8%減になってございます。あるいは、中学校では2万7,293件、こちらの方は12.6%の増と前年度より増加しております。過去最多となっております。大変深刻な状況であるわけですが、とりわけ内容的には、自分の落ち度を注意されたことに逆ギレと申しますが、そうしたケースによる対教師暴力が急増しているというふうに報告されております。

泉南市におきましては、平成12年度までは増加傾向にありましたこの暴力行為でございますが、平成13年度1学期末現在の調査によりますと、中学校の暴力行為は23件とかなり減ってきております。前年比で比べると、1学期の分までですけれども、ちょうど35%の減ということになってございます。このような問題を解決いたしますには、今まで以上に教育相談機能の充実とともに、未然防止等の根本的な解決に向けて、早急に具体的施策を考え、実施していく必要があると認識いたしております。

教育委員会といたしましては、学校に対して次のような指導、支援を行っております。

まず大きくは、受容的な面や予防的な面を重視した指導体制の確立への支援でございます。児童・生徒をめぐる諸問題に学校が適切に対応するためには、生徒指導の本来の意義を踏まえ、問題行動への毅然とした対応や学校としての規律の維持といった指導的な面に加えまして、児童・生徒の心に寄り添い、その揺れや悩みあるいは不安等を受けとめていくという、先ほど申し上げましたような受容的な面や予防的な面を重視した指導

体制の確立への支援でございます。

また次に、これは新しい試みとして今現在教職員の研修を実施しておりますけれども、CPIと申しますが、教師の注意からかえって逆ギレをいたしましての対教師暴力というケース、これが本市にも多いということの実態を踏まえまして、暴力行為を予防するための方法、また身体的暴力にまでエスカレートしたときの介入の方法の仕方、これは普通CPIというふうな形で言われておりますが、この対処の仕方についての教職員の研修会を実施いたしております。

また、4中学校とともに最近取り組みを始めていただいて、早いところは泉南中学校が早くから取りかかってくれておったわけですが、職業体験や総合的な学習の時間等を通して、地域の人材や諸施設を活用し、児童・生徒が主体的に活動できる教育活動を推進するなど、指導体制や指導方法の工夫、改善を図り、児童・生徒に自尊感情、また自己肯定感を持たせまして、他者とのコミュニケーション能力の育成を図りまして、特色、魅力ある学校づくりの推進、これに努めていく。

最後に、現状のこの問題解決には、家庭の教育力の低下、あるいは大人の規範意識の低下や子供を取り巻く環境の悪化が進む社会全体の状況等にも要因がございます。学校、家庭、地域社会の三者の協働による取り組みが求められておりまして、そのため府の施策でもあります総合的教育力活性化事業、これが市内全中学校区、4中学校区でスタートいたしております。中学校区ごとに校区の実態を踏まえ、地域の関係者が地域教育協議会を設置しまして、子育て支援に関する取り組み、子供の健全育成等を通して、地域の子供の顔と名前が覚えられるという教育コミュニティづくりを進めてまいっております。

教育委員会といたしましては、これらの取り組みが一層充実するよう支援してまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げたいと思います。

議長（奥和田好吉君） 金田教育総務部長。

教育総務部長（金田峯一君） 議員御質問のうち、学校施設の管理状況について御答弁申し上げます。

学校施設は、児童・生徒の教育の場であると

もに、地震等による災害時には、時に地域住民の一時的避難施設ともなる重要な施設であり、より安全で信頼に足る建物である必要があると考えており、可能な限り施設の改善に努めてまいっております。

耐震診断につきましては、平成12年度より耐震予備診断を小学校11校で実施してまいっております。平成13年度につきましては、中学校4校の耐震予備診断を実施するものでございます。

今年度より学校における老朽トイレの改善を促進するための補助制度の変更によりまして、年次的に整備を進めてまいりたいと考えております。特に中学校のトイレの改善を計画いたしております。

次に、学校における防災対策につきましては、毎年消防設備点検を実施いたしております。その点検項目を調査検討し、学校運営上支障を来さないことを第一に考えてまいりたいと思っております。

今後とも、安全で潤いのある教育環境づくりの推進に全力で取り組んでまいりたいと存じます。  
議長（奥和田好吉君） 中谷市長公室長。

市長公室長（中谷 弘君） 井原議員さんの最後の質問でございますけれども、防災体制の関係とボランティア、NPOについて御答弁をさせていただきます。

まず、防災体制の確立についてでございますが、例年のように台風のシーズンに入ってまいりましたが、さきの台風11号、15号も幸いに本市にとりましては大きな被害もなく安堵したところでございます。

しかしながら、ことしに入りまして大阪の池田小学校事件や東京・歌舞伎町の雑居ビル火災、近々ではアメリカでも類を見ないような最悪のテロ行為と、時として社会のモラルの基盤を破壊するような事件や事故が発生をし、言いあらわしような憤りを感じておるところでございます。

さて、本市の防災体制についてでございますけれども、泉南市地域防災計画におきまして、風水害対策、地震災害対策の2本柱を基本に、大規模火災、高層建築物災害応急対策、危険物等に対す

る計画、海上における危険物、油等の大量流出災害に対する計画、航空機事故に対する計画、その他災害に対する計画と、自然災害や人為的な災害についての対応策を定めておきまして、災害が発生した場合の迅速な対応や災害の未然防止に努めることにしております。

また、最近発生をいたしました災害と言うより事件に対する対応といたしましても、このような事件の予知は非常に困難でありますけれども、通常の考えでは及びつかないのが現状ではないかというふうに考えております。

しかし、現実、不幸にも事件が発生しておりますので、その対策、対応につきましては、これまでもこのような不幸な事故、事件が発生した場合、関係部局が速やかに対応策を協議し、その防止策に努めているところでございます。今後とも予知、予想される災害や事故、事件等については、可能な限り対応策や未然防止に努めてまいりたいというふうに考えております。

それと、ボランティア活動とNPOの育成と位置づけについてでございますけれども、近年福祉、まちづくり、環境、国際交流、教育などさまざまな分野でボランティアやNPOの活動が活発となりまして、時として行政組織より大きな効果や成果を上げている団体やグループもふえてまいっておりますところでございます。この現象は、今後もスピードが加速されながら展開されていくものというふうに認識をいたしております。

そのため、国におきましても公益の増進を図ることを目的として、特定非営利活動促進法、いわゆるNPO法が制定されまして、NPOの自由で健全な活動を促進いたしております。

一方、本市におきましては、NPO、ボランティアの活動は重要だということの中で、この10月に予定いたしております組織改正の中で、市民生活部の地域振興課に、NPO、ボランティアの主担課としての窓口を新設いたしまして、今後の支援なり調査等について対応してまいりたいというふうに考えておりますので、よろしく願います。

議長（奥和田好吉君） 井原君。

1番（井原正太郎君） 一通り御答弁いただきま

した。ちょっと質問項目が多過ぎまして、時間的な制約もありますので、簡単に再質問をさせていただきたいと思っております。

行革の中の広域行政あるいは市町村合併について、これは市長も泉州南行政研究会、また2市1町のいろんな資料、そのことに関する資料の収集等をやっておるといふふうに答弁いただいたわけなんですが、やはり今当面する財政状況からして大きな切り札であろうというふうに僕は理解はしておりますけれども、このことに関して積極的に推進すればするほど大きな問題なり、あるいはいろんな抵抗も当然出てくるであろうというふうに理解しております。

そういった中で、この市町村合併等を進めるその結果として、どのようないわゆる財政的なメリットを試算しておるのかどうか、試算しておれば一回示していただきたいなというふうに考えます。議長（奥和田好吉君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 広域行政、いわゆる市町村合併を標榜するというのは、2つあると思うんですね。1つは、もちろん行財政全般にわたってのスケールメリットを求めるということ、もう1つは、やはり地方分権との関係で強固な足腰の自治体をつくらんと。地方分権を権限移譲を受けていく上で、それに耐え得る体力なり組織なり規模なり、こういうものをつくっていくという2つがあるかというふうに思います。

今、御指摘ありまして、まだ我々の方も緒についたところでございまして、今2市1町のそれぞれのいろんな数値的なもの、これを1つの表に取りまとめるという作業を行っております。西東京市がこの前合併されましたけれども、そのいろんな調査項目なんかを参考にさせていただいて、そこまで詳しいものは今のところやっておりますけれども、かなりの項目について2市1町、同じレベルでどういう違いがあるのかということは今作成をいたしております。

それから、2市1町が一緒になった場合、どういう財政的なメリットがあるのかということについては、まだいたしておりません。特例法によりましていろんな——今総務省の方で試算されている効果といいますが、優遇措置については、インタ

ーネットで既に2市1町の場合、それからもっと大きなエリアの場合、すべて試算されております。しかし、2市1町が1つの行政体になった場合の全体的なシミュレーションというのは、これはなかなかそう簡単にできるものではございませんので、今のとこまだやっておりませんが、大阪府等の調査の御協力もいただく中で、何とかそういうものも試算をしていけるように持っていきたいと、このように今考えているところでございます。

議長（奥和田好吉君） 井原君。

1番（井原正太郎君） 非常に困難な問題もたくさんあると思いますけれども、私ども市民にこたえるという意味から、しっかり行財政改革をやっていかないかん。あるいはまた、先ほども答弁でいただきましたけども、いわゆる廉価なコストで行政がどんどん進んでいくような時代にしていけないといけないというふうな環境は、もうはっきりしてきてると思います。もしこれが進まない、このような状況であれば、先ほど真砂議員も定数に関する話もありましたけども、積極的に行政が今取り組んでいかなきゃならん、そういう大きな課題になってくようというふうに思います。

特に本市にありましては、特別会計を含めて500億になんなんとするような大きな金額になっておる関係からしても、これはおくらすことはできないと、このように理解しておりますので、2市1町の中では我が泉南市の向井市長はかなり積極的にアプローチをされとるなと理解しておるんですけども、かなり厳しい課題が迫っておるということも理解しておりますので、今後ともその点市民にこたえていっていただきたいなと、このように考えております。

あと、先般、南大阪湾岸流域下水処理場に関する資料請求をいたしました。その中で、我々の行政を進めていく中でやはりたくさん民間業者に委託をして支えられておるなということに改めて認識したわけなんですけれども、平成11年度の業務委託一覧表をざっと見ますと、南部下水だけで21社に及ぶ委託先があるというふうなことで、いろんな目に見えない事業者の方々に支えられておるということも事実であると。

ところが、ここに至って市が、いわゆる行政が

どこまでそれらの協力業者に対してかわりを持っていくべきなのかどうか、この辺がやっぱりなおざりになってはいかんという事例がこの前明石の花火の大会でもありました。市は委託してる、あるいはまた委託してるからそれでいいというふうなことから来る油断も、これは見逃せないなというふうに思います。

だから、働く者の立場からすると、今の行政のかじ取りからすると、やはり安いところに流れていく。同じような指名業者による入札をやっても、当然安い方へ流れていくわけですから、あわせてそこで働く方々の労働環境であるとか、あるいは健康、あるいは賃金を含めて、これは余りほうっておいては大変なことになるというふうなことも考えられるわけでありまして。

そういった意味では、委託業務しておる事業先に対して、行政がどこまで指導しておるのかどうか、あるいはしなければならぬというふうなことの認識をお持ちなのかどうか、その点をお伺いしたいと思います。

議長（奥和田好吉君） 谷総務部長。

総務部長（谷 純一君） 委託業務全般という御質問でございましたので、私の方から答弁させていただきますが、特に我々の行政事務におきましては、あらゆる業務について委託をしているということもございまして、特にコンピューターでありますとか計算業務でありますとか、それから清掃業務とか、そういったところにも委託をしているのが現実でございますが、その委託をお願いするというときには、当然我々としましては、こういった形で委託するという仕様のなものですか、それらはやっぱりある程度業者さんの方にお示ししまして、そしてそれでもって委託をお願いしているというところでございます。

そして、あとは特に相手方の、例えば先ほど議員がおっしゃいました労務管理の問題でありますとか、そういった関係につきましては、当然我々としましては、その業務委託するときに仕様ですか、それを提供するというところもありますし、その辺でこれを確保してるのではないかなと、そういうふうに思っております。

そしてまた、そういった中で問題、トラブル等

がございましたら協議をする場もあるかもわかりませんが、一応そういった形で委託業務については行ってるということで御理解のほどお願いしたいと思います。

議長（奥和田好吉君） 井原君。

1番（井原正太郎君） 谷部長ね、なかなか早口なんで、私、ちょっとよう聞き取らんとこがあるんですけども、委託をするに当たっては、もちろん仕様書でもっているんな条件が付されて、入札行為の上で事業者をお願いするというふうなことであるかと思えます。

我々、職員であれば、公平委員会であるとか、あるいは組合であるとかいうふうなことで非常にチェック機能が働く場合が多いんですけども、本庁舎内でもいるんなところに清掃の委託をしたり、あるいはまた電話なんかの業務もそうでありましょうけども、委託をしておると。特にこの庁内でお仕事をされる場合、職員とほとんど変わらんような業務の中で委託しておるけども、労働条件が非常に寂しいものがある、あるいはまた、かなり差があるというふうな場合も当然出てこようと思うんですね。

そういうふうな苦情を、これは当然受けるところがうちもあっていいなというふう思うんですが、そういう場合、今言いましたように組合もなければ、あるいは公平委員会の力も及ばないというふうなことに対して、先ほど出しましたけども、委託しとるからもうそれでいいんだ、契約書があるからそれでいいんだと。確かに民間ですからそのことだけをやっておるんじゃないけれども、うちが、行政がきちっとチェックをしなきゃならんということが当然出てこようかと思えます。そういう意味では具体的に考えてあげた方がいいんじゃないか。この辺、簡潔に御答弁をお願いしたいと思います。

議長（奥和田好吉君） 谷総務部長。

総務部長（谷 純一君） 先ほども御答弁させていただきましたように、この各委託業務につきましては、仕様書でありますとか、あるいはまた担当者とその辺の間で打ち合わせ等を行いまして業務を遂行しているというところでございます。

ただ、定期的にその委託業務をどういうふう

に把握してるかと、作業内容の把握とか確認等については行っていると我々は理解しております、その問題点等が出てきましたら、当然そういったところで協議する必要があるかと、このように思います。

ただ、委託業務等の問題につきましては、我々としましては、まだどういった形でトラブってるとかいう報告等も余りそう聞いていないということもございまして、これは当然委託先と、そして委託を受けるところ、そして委託をお願いするところと二者あるわけでございますけれども、そういった中で労働条件をどうするとか、あるいは労働環境をどうするかということにつきましては、当然それぞれの所管というんですか、指導する所管というのがあると思います。特に民間とかになりましたら、労働監督署ですか、そういった中の指導も受けられるでしょうし、そういった中で、あるいはその委託先の中で、そういった業務に関する協議とかなされると思います。ですから、そういった中で指導が一定なされると。

ただ、我々としましても、もしそういった指摘がなされた場合には、当然そこで指導というんですか、指導じゃないですけども、それはもちろん相手がなされることでありますけれども、そういった申し出というんですか、それにつきましては行ってまいるという必要があるかと、このように考えております。

議長（奥和田好吉君） 井原君。

1番（井原正太郎君） 当然、労働基準監督署等があるわけですから、その分野で解決できる問題もありましょうけれども、私が言いたいのは、この行政から委託した先が本当に劣悪な条件であったり厳し過ぎる条件であったりした場合、知らずと、それは基準監督署へ言いやというふうなレベルであってはいかんやろなというふうには私は考えます。

というのは、これは思い出すんですけども、当然本来の業務はそこにあるわけですからいいんですけども、双子川浄苑でいろんな処理をしていただいた残渣、スラッジが、いわゆる問題のにおいの事業所に処理してもらっておるといふふうなことも事実あるんですよ。だから、私はそういう

ことが思い浮かぶんですけども、当然市の委託内容、委託した仕事をしてもらっておるところに関しては、一定の意見なり、あるいは監査なり当然してしかるべきやと。その委託先が社会に大きな迷惑をかけたり問題をしておる、それは監督署へ言いやとか、あるいは府へ言いやというふうなレベルで解決できるもんじゃない。

そういった意味からも、私はしっかりいわゆる監査というんですか、そういうふうなチェックを時にはしてってもらいたいというふうに考えます。それは意見にかえさせていただきます。

行革の中ではいろんな痛みが伴うんですよというふうなことは、大体認識しておるわけなんですけども、最近はそのためには痛みどめを打てよとか、あるいはいきなり大きな痛みを伴うのは非常に危険であるというふうな考え方が出回っておるわけなんですけども、改めていわゆる民営化にちなんで、行革にちなんで、先般幼稚園の公立と私立の比較分析を出していただきました。

これほどまで変わるものかなと思って、改めて私は見ておったんですけども、従来の委員会等でもこのことが指摘を受けてまいりました。保育所におけるいわゆる公立、私立の違い、あるいはまた幼稚園に関しての公立と私立の比較がされてまいったわけでありまして、例えば今回出していただいた資料によりますと、平成12年度の実績なんですけども、幼稚園児1人当たりの費用ということで、公立幼稚園の場合、1人当たり101万1,238円かかるんだと。私立の幼稚園の場合はどれぐらいかかるかといいますと、もちろん市の負担の場合ですが、27万8,972円。それぞれ4分の1近いような数字が出ております。

教員1人当たりの園児数の比較を見ても、学級担任1人当たりの園児を持っておる数というのは、公立の場合は20.1人、私立の場合は33.8人。これは先ほどの園児1人当たりの費用からはじき出すと、当然こんな差が出てくるんであろうなというふうに思います。

さらに、教育1人当たりの園児数、これは園長を含む全教員の調査によりますと、公立の場合は教員1人当たりどれだけの園児を持っておるかという8.5人である。私立幼稚園の場合は24.8

人であると。

この条件的なものももちろん一緒にして比較をしたかったわけでありまして、ちょっと是正ないかんとともあるんでしょうけど、これほどの違いが出ておるよというふうなことの認識からすると、結果として私立の幼稚園のできばえ、あるいは教育の内容、あるいはそこまでも勘案した上で判断していかないかんでしょうけども、この違いをいわゆる担当部局はどのように分析をし、今後どのようにされようとしておるのかをお聞きしたいと思います。

議長（奥和田好吉君） 吉野教育指導部長。

教育指導部長（吉野木男君） 井原議員御指摘の点について、御答弁申し上げます。

公立幼稚園並びに私立幼稚園の教員1人当たりの園児数、あるいは経費等の大きな格差があることについてということでございますが、現在御承知のとおり、そのことが直接的な検討課題ではございませんが、今後の公立幼稚園のあり方についてということも含めて、教育問題審議会におきまして検討をいたしております。おおむね取りまとめができておりまして、10月の下旬に答申としていただく予定になっております。

当審議会に対しましては、3点諮問をいたしております。1点目が今御指摘の点と重なる今後の公立幼稚園の果たす役割、2点目が適正規模、適正配置について、3点目が3歳児保育についてと、以上3点にわたって検討いただいておりますが、答申をいただきましたら答申内容の具体化を図るための進行計画、いわゆる実施計画的なものの策定に入っていくかと思っております。

御指摘の点の官民の格差あたりにつきましては、保護者負担等の関連もございまして、その進行計画の段階で議論いただく課題ではなからうかと、このように考えておりますので、よろしく御申し上げます。

議長（奥和田好吉君） 井原君。

1番（井原正太郎君） 議長、12分までですか。

議長（奥和田好吉君） 10分までです。

1番（井原正太郎君） ちょっと削られた気がするんですけど、議長が10分までというふうなことでするので、端的に質問したいと思います。

あと、特に本市における生活保護に関するデータの請求をいたしました。資料請求しました。平成10年、11年、12年と不況もあって、お世話になっておる被保護世帯の割合というのが、平成10年が10.06%、11年が11.04、平成12年度が12.48というふうに、不況を反映しておるのか、非常に伸びてきておるのが危惧されとるわけなんです。

ただ、扶助費の総額及び扶助別の比率を見ますと、平成12年度、これは前年度に比べて0.96と減っておるわけなんです。担当課におきましては、いろんな指導もされた上でのことなのか、このように減っておる、いわゆる扶助費そのものが総額的に減っておるといふこの数字は何を意味するのか、これを端的に答えていただきたい。

それが1つと、時間がありませんので、重ねて聞きますけども、今いわゆる生活保護対象者で、働くことができるけども、やむなくこのお世話になっておるといふような人数が何人おるのかどうか。

それと、その方がもしシルバーとの連携で、例えば今草刈りとか、あるいは軽微な作業なんかでフォローできないのかというふうなことが私の頭をめぐっておるわけなんですけれども、その3点をひとつ簡潔に御答弁願いたいと思います。

議長（奥和田好吉君） 大田健康福祉部長。健康福祉部長兼福祉事務所長（大田 宏君） 扶助費の総額が12年度に減っておるといふことこの理由でございますが、これにつきましては12年度から介護保険制度が発足いたしてございます。そのような関係で、介護保険の方に移行したということで減ったというのが主な理由でございます。

それから、働きながら生活保護を受けておる方の世帯数というんですか、人数……（井原正太郎君「働けるのに」と呼ぶ）働けるのに生活保護を受けてる方というのは、私、今手元の方でそのような資料を持ち合わせておらないわけですが、確かに働けるであろうというふうな方も、中には生活保護にかかっている方があろうかと考えております。

我々といたしましても、できるだけそのようなことのないように調査もいたしておりますし、そ

れと申請に来たときには、鋭意本人さんと面接をしながら、仕事を持つことの指導というんですか、これもやってございます。

そういうようなことで、働ける体でありながら働かないという方につきましては、そのような対応をいたしておるところでございます。

それと、シルバーとの連携でございますが、これにつきましてもシルバーというのは60歳以上等の関係もございますので、それでもなお働ける体力のある方につきましては、そういう指導もやってまいりたいと、このように考えておりますので、よろしく御理解のほどお願い申し上げます。

議長（奥和田好吉君） 井原君。  
1番（井原正太郎君） 非常に不況に入って、今申しましたようにこういった形で生活保護のお世話になる方も現実ふえております。ただ、介護保険制度が導入されて、今こういうふうな推移になったということでもありますけれども、私は昨年でしたか、この春でしたか、いわゆるシルバーでの制約はもちろんあるわけなんですけれども、そこに障害者も含めて、いろんな仕事ができる方は登録ができるんだというふうにお伺いしておったんですけども、であれば今言うたように健常者でありながら仕事がないというふうな方、特に保護対象となっておるような方に関しては、積極的にシルバーとのリンクをさせて、そして公平性を図っていかなきゃならんなど。

今まで国民年金を納めてきた方が、そういう姿を見て非常に悔しい思いをされてる方も現実に目にしますので、そこら辺の公平性を維持する意味からも、ひとつ担当部長におかれましても積極的に働きかけをお願いしたいと思います。

以上であります。ありがとうございました。  
議長（奥和田好吉君） 以上で井原議員の質問を終結いたします。

午後1時15分まで休憩いたします。

午後0時10分 休憩

午後1時18分 再開

議長（奥和田好吉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、16番 島原正嗣君の質問を許可いたします。島原君。

16番(島原正嗣君) 皆さんこんにちは。それでは、御指名を賜りましたので、平成13年本市第3回定例会に際しまして、既に通告をいたしておりますとおり、大綱8点にわたる質問を行わせていただきます。

サンフランシスコ講和条約が締結されて、ことしの9月で満50年、ちょうど半世紀であります。世界平和への歴史を確認した直後の自爆テロ、21世紀こそ世界人類が平和で豊かなものであってほしいという人類共通の願いは、一瞬にして打ち破られたのであります。やはり21世紀も激動、激変の紀ではないかと考えるものであります。

今、世界は同時テロに対し大きな恐怖を持ち、次に何が起こるか分からない危機に直面をいたしているのであります。アメリカは強い国家とされた中での大惨事であり、今まさに危機管理の重要性と再検証が問われているところでもございます。

一方、我が国では聖域なき小泉改革は一向に前進をせず、日本経済は戦後最悪の非常事態を招いているところであります。小泉政権後、初の大型倒産、スーパーマイカルなど民事再生法の申請を行っているところでもあります。このように企業も産業も大変深刻な事態に直面をいたしているのであります。失業率も5%台となり、国民生活に大きな不安を募らせているところでもあります。

このような時代の流れの中での地方自治体は、地方の抱える諸課題や地方分権のあり方を的確に把握し、積極的な取り組みを展開しなければならないと思うのであります。みずからの地方自治行政の活性化を早急に図り、市民の負託にこたえる重要な時期ではないか、そのような認識の上に立ちまして、次の質問を行わせていただきます。

大綱第1点の質問は、関西空港問題についてであります。

空港問題第1の問いは、南ルート連絡橋についてお尋ねをいたします。先般来の新聞報道によりますと、南ルートの先送り問題や3本目の滑走路の凍結、関西空港第2期事業費4,500億円の削減に合意をされたという表現がありました。したがって、これらの経緯についてのお答えをいただきたいのであります。

空港問題第2の問いは、2期事業の進捗状況と

地盤沈下への対応について、お答えをいただきたいものであります。

大綱第2点の質問は、医療・保健ゾーン問題についてお尋ねをいたします。

先般、現地視察を行い、建設中の医療福祉施設を拝見をさせていただいたところであります。特養等の福祉ゾーンにつきましては、いろいろな視点からの配慮がなされているように私は感じ取りました。一方、医療ゾーン、すなわち病院施設整備については、診療科目、病床数についてはいささか物足りなさを感じるものであります。それは、国際都市としての機能を果たすためにも、そのような視点からも、またこれからの本市の人口増に対する問題、さらに少子・高齢化といった本市の都市基盤の原点に立脚した医療対策が必要ではないかと考えるのであります。

具体的には、高度医療への対応、病床数の増加などについて改めて要望すべきだと考えるわけですが、今後の本市の対応について御答弁をいただきたいのであります。

また、移転後の特養、さらに泉南病院の跡地の利用計画等について何か別の計画があれば、決まっておれば御答弁を賜りたいのであります。

大綱第3点の質問は、公園問題についてお尋ねをいたします。

公園は、市民生活にとって欠くことのできない必要な施設であると考えます。開発によって自然環境が奪われ、市民にとって自然と共存、共生するためのささやかな願いは、私は中央公園の必要性でなかりうかと考えるのであります。したがって、本市は中央公園の今後のあり方についてどのようにお考えなのか、お答えをいただきたいのであります。

公園問題第2の問いは、岡田地区を中心とする西信公園の具体的対応について御答弁をいただきたいのであります。

大綱第4点の質問は、防災、災害問題についてお尋ねをいたします。

去る9月1日、東京・新宿歌舞伎町でのガス爆発、雑居ビル4階での事故は、44人もものとうとい人命が失われたのであります。また、明石市での花火大会も大きな惨事を招いているのでありま

す。災害は忘れたころにやってくるという先人が残した古い伝説のとおり、いつ、どこで、どのような事故が発生するかもわからないのであります。

私は小さなビルの大惨事、この教訓に学ぶことが極めて大事ではないかと考えます。本市はこのような状況に対しての認識、安全管理やインフラ整備を含めての危機管理等の行政指導をどのようになされておられるのか、お答えをいただきたいのであります。

大綱第5点の質問は、教育問題についてであります。

教育問題第1の問いは、学校施設についてありますが、現状における施設の補修及び改善についての状況説明を賜りたいのであります。

教育問題第2の質問は、去る6月定例会での答弁以降、今日までの学校現場での問題行動についての状況説明を賜りたいのであります。

大綱第6点の質問は、雇用問題についてお尋ねをいたします。

今、我が国の失業率は全国平均で5%、近畿地区では6%から7%に入ったと言われ、深刻な状況下にあります。特に中高年齢者の就職は、皆無とされているところであります。厚生労働省におかれましても、セーフティーネットや就職支援のパッケージの発動、ミスマッチ回避など具体的な助成案を検討されているところでありますが、その不安はいまだ一向に解消されていないのであります。

したがって、本市は今日までの雇用への対応をどのように展開をされてきたのか。また、私は今後は行政も雇用行政に万全を期すべきと考えますが、あわせて御答弁をいただきたいのであります。

雇用問題第2の問いは、パート労働者等の就職状況と賃金体系を初めとする労働条件についての実態調査を行っているのかどうか、御答弁をいただきたいのであります。

大綱第7点の質問は、庁内各部各課の環境整備についてであります。

今日、多様化した行政事務を遂行するには、快適な職場環境づくりが大切であろうかと思います。特にOA化、IT化といった機器の導入に伴う職場の改善策は、今日までどのようになされておる

のか。また、将来に向かってどのような整備を行うのか、御答弁をいただきたいと思っております。

最近、廊下の片隅の方に喫煙機の設置等を行っているところでありますが、私の感触から申し上げまして、もう少し改善なり工夫なりということが必要ではないか、いわゆる心配りが必要ではないか、このように思います。これは決して喫煙者からこう言ってくれということではなくて、私はたばこを吸わないわけですが、状況から見ますと、暗いところで煙が上がっていると、こういうことではロマンも夢もないのではないかな。もっと休憩は休憩らしくできるような職場環境づくりをしてあげた方がいいのではないかなというふうに思います。

腰かけもついているようでありますけれども、これは持参して座っているのかどうかわかりませんが、もっと周辺から見ましても美観を損なうようなことではなくて、ほんとに休憩してよかったと言えるような休息の場にするべきではないかと思っております。当局の考え方をお示し願いたいと思っております。

大綱第8点の質問は、府営吉見岡田住宅及び市営3団地問題についてお尋ねをいたします。

住宅問題第1のお尋ねは、府営住宅の建てかえについてであります。今日までどのようなことになっておるのか。建てかえの時期及び内容について、明確にしていきたいと思うのであります。

住宅問題第2の問いは、市営3団地に係る所有権移転問題は係争中ではありますが、その後の進捗状況、進捗状況について御答弁をいただきたいのであります。

以上、大綱8点にわたる質問であります。市理事者におかれましては、簡潔かつ明快な御答弁を演壇からお願いをいたしまして、終わりたいと思っております。ありがとうございました。

議長（奥和田好吉君） ただいまの島原議員の質問に対し、理事者の答弁を求めます。向井市長。市長（向井通彦君） 関西国際空港に関する件のうちの南ルートについて、御答弁を申し上げます。

現在の空港連絡橋、つまり北ルートは、絶えず機能停止の不安定要因を抱いておりまして、また

上水道、電気、ガスなどのライフラインについても心配な点がございませう。さらには、沿道環境問題を考えた交通量の分散化、地域間の相互連携を支援する交通軸の形成、国際空港と一体となった広域交通体系の充実、将来的な交通需要増加への対応などを考えると、南ルートの必要性は大きなものがあると考えております。

昨年度におきまして、国、大阪府、和歌山県、泉南市、和歌山市、関西会社の六者が共同いたしました、南ルートを含む関西国際空港周辺地域交通ネットワークに関する調査を実施し、現状の把握、ニーズの分析、整備のあり方等を抽出し、報告書にまとめたところでございませうが、本年度も引き続き調査を継続実施することで国を含めた関係機関の合意が調いました。つきましては、関係予算を今議会上程をさせていただいておりますので、よろしく御審議をいただきまして、御承認賜りますようお願い申し上げます。

一方、昨年7月27日には大阪・和歌山両府県の自治体5市8町によりまして、関西国際空港連絡南ルート等早期実現期成会を設立いたしました、南ルートを根幹とした多様なアクセス網——阪神高速道路湾岸線や第二阪和国道の延伸、京奈和自動車道の早期完成、紀淡連絡道路の早期実現——の整備を目指して、要望活動等を行っております。

国における行政改革推進の中で、組織の見直しや大規模公共事業の見直しが進められているところでございませうが、関西国際空港の機能充実とリダンダンシーの強化のために、また周辺地域の発展にとっても空港連絡南ルートは必要であり、今後とも市議会の御理解と御協力を得ながら、早期実現に向けて最大限の努力をまいりたいと考えております。

議長（奥和田好吉君） 中谷市長公室長。

市長公室長（中谷 弘君） 島原議員さんの御質問のうち、関西2期事業につきましての御答弁をさせていただきたいと思ひます。

関西国際空港を我が国を代表する国際ハブ空港に育て上げるには、3本の滑走路から成る全体構想の早期実現が不可欠であるというふうにご考慮しております。当面は、第7次空港整備計画におきまして最優先課題と位置づけられております4,00

0メートルの滑走路を整備する2期事業が円滑に推進されることが求められております。

さて、2期工事自体は既に昨年中に敷砂作業、サンドドレーン工法が終了し、目下埋立工区では2次敷砂施工、護岸工区では盛り砂、捨て石、被覆石、消波ブロック工事を行っており、2期島護岸延長約13キロメートルのうち、4カ所約5キロメートルの石積み護岸が海面上にあらわれるなど、工事は順調に進捗いたしております。

ところが、昨年の12月に当時の宮沢大蔵大臣と扇運輸大臣が、2期工事の一部圧縮や経営体制のあり方を見直すことを条件に、2007年の供用開始に合意する覚書を締結いたしております。

それを受けまして、経済界や地方自治体等で設立している関西国際空港全体構想促進協議会がその内部に関西国際空港の事業推進方策に関する検討会議を設置し、本年8月、効率的な整備と安定的な事業の推進を図ることができる体制を構築すべきであるとして、2期事業の見直しを打ち出し、具体的に事業費の削減、段階的工事、一部施設整備の先送り等を提起し、その方針に沿って国と地元が合意いたしました。そして、国土交通省は、8月末にそれらの内容を含んだ平成14年度予算の概算要求を財務省に提出したところでございませう。

関西国際空港に直接関係する本市といたしましては、地元と共存共栄する関空建設の理念の実現を求めつつ、2期事業の確実なる進捗と引き続く全体構想の早期実現に向けて、従前以上の活発な取り組みを進めてまいりたいというふうにご考慮しております。

それと、2期事業での先送り、削減となっているものの1つに、連絡橋という名前のものがあるんですけども、その連絡橋につきましては、1期島と2期島を連結する連絡橋ということで、その北側部分、泉佐野市側の部分について先送りというふうなものが出ているというところでございませう。

それと、もう1点、地盤沈下の関係でございませうけども、1月末に関空会社から最新の観測結果や会社の考え方が示され、またターミナル地区と給油タンク地区の地下水対策といたしまして、連

続地中壁工事が昨年の11月から始まっておりまして、その対策を関空会社としてもとっているところでございます。我々といたしましても、この完成の後、データ等の収集にも努めていきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（奥和田好吉君） 大田健康福祉部長。  
健康福祉部長兼福祉事務所長（大田 宏君） 私の方から、病院問題の方について御答弁申し上げます。

島原議員も御存じのとおり、増床につきましては、医療法第7条の2により公的機関及び公的医療機関が一般病床の病院の開設許可または病床数増加の変更許可を申請した場合においては、当該申請地域の病床数が医療計画において定める必要病床数に達している場合については、許可を与えないということになってございます。このため、泉南病院の増床については不可能な状況であったため、有床診療所による19床の増床案が考えられたところでございます。

それから、病院の中身でございますが、済生会泉南病院の整備充実につきましては、従来から大阪府に要望し、平成10年6月に泉南福祉医療保健ゾーンとして整備計画が提示され、現在その計画に沿って病院、老人保健施設及び特別養護老人ホームの合築、並びにシルバーハウジングなど一体的に整備が図られております。

病院の中身につきましては、済生会泉南病院は泉南市域で唯一の公的医療機関であり、地域の医療需要の中で一般病院では担えない分野を補完していくことがその役割であると伺っております。また、これからは地域の病院や診療所と連携を図りながら医療サービスを提供していく必要と、その中核として地域医療の中心となり、公的医療機関としてその機能の充実を図るため、病院は常に良質な医療の提供に努め、MRI、CT等の最新鋭の高度診断機器をそろえ、地域の医療機関との共同利用など医療資源を最大限に効率的かつ効果的に活用できる医療システムと地域の医療水準の向上が図られるものと考えております。

また、病院では熟練した専門医と医療技術スタッフの連携によって、より速く正確な診断をする

体制を図るため、先日御紹介をいたしました済生会顧問で元和歌山県立医科大学附属病院長を歴任されました西岡名誉教授をゾーンの管理者として迎える予定となっております。

なお、泉南市域が和歌山医療圏に近く、開業医や勤務医が和歌山県立医科大学の出身者が多いことや、西岡先生は今も和歌山医科大学の専門医による第二内科同門会で活躍されておりまして、同大学医局とのパイプが太いことから、円滑な事業の推進が図られるものと考えております。

それと、跡地の利用の関係でございますが、現在府の方につきましては、今のところ具体的な案がまだ示されておらないということでございます。また、跡地の利用につきましては、今後とも府の方と調整を図りながら、また状況を把握しながら進めてまいりたいと、跡地利用について方策というんですか、市も含めて要望することは要望させていただくということで進めてまいりたいと、このように考えておりますので、よろしく御理解のほどお願い申し上げます。

議長（奥和田好吉君） 中谷市長公室長。

市長公室長（中谷 弘君） 済みません。答弁漏れがございましたので、答弁させていただきます。

島原議員さんの御質問の4点目でございますが、災害対策につきましてお答えをさせていただきたいと思っております。

これまで災害といえば、火災を除きすべてと言っていいほど自然災害的な災害が主であり、本市におきましてもそれらの災害について、未然防止と災害発生時の迅速対応と被害の拡大防止に努めるという理念で、泉南市地域防災計画を策定し、災害防止に努めております。

泉南市地域防災計画は、内容といたしましては、大きくは風水害等対策と地震災害対策の2本柱としておりまして、防災の目的といたしましては、災害から市域並びに市民の生命、身体及び財産を保護する、また防災ビジョンとして、「どんな災害にも安心できるまち、いつどんな災害が来ても対処できるひと、災害に対して迅速に対応できる体制」としておりまして、災害に強い組織づくり、人づくり、まちづくりに努めているところでございます。

特にさきの阪神・淡路大震災の経験をも踏まえて、避難所や避難経路といったハードから、日ごろからの災害に備えた心構えや訓練等のソフトとハード、両面の防災対策に努めております。

しかしながら、最近の災害や事故というより、何と云ってよいか言いあらわしようのない、言葉が見つからず、目を疑うような事件が発生をし、数多くのとうい命が奪われているのも現実であります。このような事件につきましては、本市といたしましては、その都度関係部課で協議し、市としての対応や対策を実施してまいっております。

今後とも災害防止と危機管理についても視野に入れまして、防災計画の目的にあります「災害から市域並びに市民の生命、身体及び財産の保護」に努めてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしく御理解をお願いいたします。

議長（奥和田好吉君） 山内事業部長。

事業部長兼下水道部長（山内 洋君） まず、公園問題についてお答えをさせていただきたいと思っております。

1つは中央公園でございますけれども、中央公園につきましては毎回御返事させていただいてるわけでございますけれども、昭和53年に都市計画決定を行いました。既に25年、4分の1世紀がたっておりまして、この公園の位置づけについては、中央公園でございますので、泉南市の中核となる総合公園でございます。

特に今、いろいろと震災の問題とかございまして、防災時には広域避難地となる機能を十分に果たせるような計画としなければならない公園ということでございます。

しかしながら、面積12.4ヘクタールございまして、また2回ほど都市計画決定の変更をいたしておりますが、メインといたしましては君が池、また本田池のため池を埋め立てて総合公園といたすものでございますので、今現在もまだ両ため池については、ため池としての公共施設の機能を果たしていることでもございます。

これについて今すぐに公園事業に着手するというような段階ではございませんので、市といたしましては既に買い足した公園の暫定利用、これに

ついて検討を加え、実施をして、駐車場としてのことを行っておるわけでございます。

当然、長期的な計画を立てて、いつまでに公園事業に着手すると、それから完成をするということをやらなければならないわけでございますけれども、至って現在の財政状況ではそこまでの計画を立てられないというのが現状でございます。今泉南市の事業部といたしまして、公園事業に取り組んでおるのは身近な公園ということで、街区公園、これについて5年に一度ぐらいのスパンで公園の整備を行っておるわけでございます。

それから、西信達に公園の計画があるが、その進捗状況はどうかということでございますが、12年度に予算計上させていただいて、公園についての位置的な問題、またどのような公園が適しているのかという基本的な調査を実施いたしました。これについては既に事業が終わっておるわけでございますけれども、これから十分地域のコンセンサスを得ながら、新しい街区公園については取り組んでいかなければならないというふうに思っております。

それから、8点目の住宅問題でございますが、まず府営住宅の吉見岡田住宅の建てかえの問題、これについては大阪府といたしましては、現地建てかえを基本とするということでお話を聞いておるわけございまして、大阪府が吉見側及び岡田側のそれぞれの住民の方にアンケートもとりまして、入居者の意向を聞いておるということございまして、特に岡田側の住宅については一番意見が多いのは、吉見側と同じように建てかえをしてほしいということでございます。新しい場所に府営住宅を建設して、そこへ移転をしたいということでございますが、大阪府としては新たに用地を取得することは考えてないということございまして、現地建てかえを住民の方に御納得いただくということで、要望についてもそのように検討するんだというお話でございました。

仮移転の問題とか、いろんな問題に不安を持っておられる住民の方がたくさんおられますので、今後泉南市も、大阪府の事業ではございますが、住民の方の意見を聞いて、建てかえがスムーズにいくように同じようにしていきたいというふうに

思っているところでございます。

それと、3住宅の訴訟の問題でございますけども、7月の13日に第13回の公判が行われまして、このときにお互いに書面で意見の陳述をいたしておるところでございます。最終の陳述でございます。市としては、従来からの主張を行ったところでございまして、特に建設大臣の承認を云々という部分については、力点を置いて意見を述べたということでございます。

それで、9月の28日の1時半から最終の結審の裁判を開廷するというふうに通知を受けておりますので、長い裁判でございましたが、一審の判決がおりて終了するというところでございます。

議長（奥和田好吉君） 亀田教育長。

教育長（亀田章道君） 島原議員さんの大綱第5、教育問題についての中で、学校での問題行動についてという部分についての御答弁を申し上げたいと思います。

まず、問題行動についてであります。泉南市におきまして平成12年度までは増加傾向でありましたが、平成13年度1学期末現在の調査によりますと、中学校の対教師暴力は7件、前年度は1学期末までに16件ということでございました。それから、生徒間の暴力については8件、これも昨年度は21件ということです。それから、器物損壊につきましては8件、これも昨年度28件と、かなり本年度は減少しております。しかし、依然として重大な教育課題というふうに認識いたしております。

このような問題の背景、要因は、個々のケースによりさまざまでありますけれども、社会性や対人関係能力が十分身につけていない児童・生徒の状況、あるいは基本的な生活習慣や倫理観等が十分身につけられていない家庭の状況、また大人の規範意識の低下や子供を取り巻く環境の悪化が進む社会全体の状況、そして学校教育が子供、保護者、地域社会の変化に十分対応できていない状況などが挙げられます。

このため、これらの問題の解決のためには、学校、家庭、地域社会がそれぞれの役割を果たし、一体となった取り組みを行うことが重要であるというふうに考えてございます。その中で特に学校

は、家庭及び地域社会と連携を深めるとともに、深い児童・生徒理解に立ち、一人一人の生徒が生き生きとした学校生活を送ることができるよう努める必要があります。

教育委員会といたしましては、学校に対しまして次のような取り組みを一層充実するよう指導、支援を行っております。

1つとしては、特色・魅力ある教育活動の展開、みずから学び、みずから考える力を育てるため、新学習指導要領の実施に伴う総合的な学習の時間、あるいは中学校を中心として行われております職業体験学習等を通じ、子供の実態の変化に対応した特色ある教育活動を展開し、また地域の人材や諸施設を利用した教育活動を積極的に推進するなどの指導体制や指導方法の工夫改善を図る。

2つ目といたしましては、生徒指導体制の確立と関係機関との連携でございます。校長のリーダーシップのもと、全教職員が共通理解を図り、協力して指導に当たる体制づくりの点検整備を行い、学校だけで解決することが困難な状況があるときは、早期に専門機関や関係機関と連携した対応をしていく。

また、3つ目には、教職員研修の充実でございます。教師の注意から逆ギレをするという対教師暴力、こういうケースが相当多くなっておりますので、このために暴力行為を予防するための方法、あるいは身体的暴力にまでエスカレートしたときの介入の方法の仕方、先ほど井原議員さんにも御答弁申し上げましたが、CPIというふうな形での教職員の研修でございます。

こういったことの問題行動、それから本市の不登校でございますけれども、1学期末16日以上欠席をいたしております児童・生徒数、本年度は小学校は11名、中学校は少し人数が多くなりまして42名ということでございます。総数としては昨年度よりは下回ってはおりますけれども、全国的な数値から見ますと、依然と泉南市の場合は高い数値になっております。特に中学校の部分でございますが。

この不登校問題につきましては、これまでの取り組みに加えまして本年度から次のような取り組みをしております。メンタルサポーター制度の導

入ということでございますが、いじめや不登校など心の問題を抱える子供たちの思いを受けとめまして、遊びや対話を通して情緒の安定を図りつつ、心豊かな人間関係を築いていく力をつけるための支援ボランティアとしてメンタルサポーターを募集し、研修をした後、学校からの要請のもと家庭訪問、あるいはメール・手紙支援、学校訪問等を行っております。

これらの問題解決には、先ほどの問題行動とあわせ持ちまして申し上げましたが、学校、家庭、地域社会の三者の協働による取り組みが求められております。教育委員会といたしましても、学校に対してより一層開かれた学校となるよう指導していくとともに、地域教育協議会の活性化に向け支援してまいりたいと考えておりますので、よろしく御理解願いたいと思います。

議長（奥和田好吉君） 金田教育総務部長。

教育総務部長（金田峯一君） 議員御質問のうち、教育施設の改善についてを御答弁申し上げます。

教育環境整備の充実を図るため、可能な限り施設の改善に努めてまいっておりますが、各施設とも二十数年経過してありまして経年劣化が進んでおります。

施設整備につきましては、現在緊急性、危険性のあるものから優先的に実施いたしております。各幼稚園、小学校、中学校よりの修繕要望を受けまして、担当課において維持管理業務と修繕業務に分けて、担当者が学校現場に出向きまして現場把握し、課内で精査し、事業効果面においてまとめて実施した方が効果的なものは補修、改修で、特に学校運営上支障を来さないことを第一に考え、事業化に当たっております。

それと、今回大阪教育大学教育学部附属池田小学校で起きた極めて凶悪で残忍な事件は、社会を震撼させ、学校現場にはかり知れない衝撃をもたらしました。授業中に突然暴漢に襲われ、多数の死傷者を出す事態については想定だにしておらず、学校の危機管理が完全に抜け落ちていたことは、率直に反省しなければならないと考えております。

今後、二度とこのような事件が学校現場等において起こらないようにするために、学校内への侵入者をチェックできるシステムとして、緊急通報

装置、すなわち教職員が送信機を携帯し、危機的状況が発生した場合、職員室に通報する機器を取りつける計画を進めておるところであります。

今後とも将来ある子供たちのために施設の整備充実にも努めるとともに、安全でゆとりと潤いのある教育環境づくりの推進に努めてまいりたいと存じます。

議長（奥和田好吉君） 藤岡市民生活部長。

市民生活部長（藤岡芳夫君） 市民生活部の方からは、雇用対策につきまして御答弁を申し上げます。

先ほど島原議員さんの方も御質問の中でおっしゃいましたが、不況が大変長期化し、完全失業率が最悪の5%台になったと、この認識はやってございます。

泉佐野公共職業安定所管内の方につきましても、平成13年の6月、有効求人倍率は0.33倍ということで、本当に厳しい雇用情勢になっております。たしか、この3月は0.37ということで余り数値は変わっていないというような、本当に厳しい状況でございます。

国の方の緊急雇用対策、これにつきましても中身につきましては新聞等で承知してるということで、失業者のセーフティーネット充実などということで、今後国の緊急雇用対策にも市としましても積極的に考えてまいりたいというふうに考えております。

それから、パートタイム労働者の件でございます。パートタイム労働者についての実態調査につきましては、現在はやっておりません。しかしながら、問題点といいますのは、通常のフルタイムの労働者と比べまして、賃金、それから労働時間、休日、そういうような労働条件でさまざまな問題があるということは認識をしております。

つきましては、商工会とか、関係の機関とも連携をしまして、パート労働者の雇用管理改善、こういうことの周知に努めるとともに、労働条件などの問題点につきまして、現在実施しております労働相談等を通じまして雇用管理改善に努力をしてまいりたいと、このように考えておりますので、どうかよろしくお願い申し上げます。

議長（奥和田好吉君） 谷総務部長。

総務部長（谷 純一君） 島原議員御質問の職員の職場環境改善について御答弁申し上げます。

本庁舎につきましては、昭和40年に建築し、2回の増改築、及び平成5年に現在の別館の建設を行い、効率的かつ機能的な活用に努めてきたところでございます。その間、社会経済情勢の変化に伴う市民の行政ニーズの複雑多様化、高度化が進み、現在の庁舎スペースでは狭隘なため、平成12年度において別館1階部分の増改築を行ったところでございます。

しかしながら、まだ一部狭隘な部分が見られることも事実でございます。今後、一部の空き会議室等の事務室化、及びパソコン、ワープロ機器等の整理合理化を図り、効率的な事務処理ができるよう努力してまいりたいと考えているところでございます。

今後とも市民サービスの向上、効率的な事務処理ができるよう努力をしてまいりたいと考えておりますので、よろしく御理解のほどお願いいたします。

それとあと、最後に喫煙機器の御質問がございました。この喫煙機器につきましては、ことしの8月に6台導入いたしましたので、そしてロビーほか5カ所に設置したものでございます。そして、1階部分には4カ所、2階部分に2カ所、また別館に喫煙室として2部屋確保したところでございます。

本庁につきましては、部屋の設置は難しく、現在廊下に設置しているわけでございますけれども、この設置につきましては、事務室の状況でありませうとか、あるいは職員の配席等も考えまして設置したということもございますので、御理解をお願いしたいと、このように考えます。

以上でございます。

議長（奥和田好吉君） 島原君。

16番（島原正嗣君） まだ若干時間があるようでございますので、再質問をいたしたいと思っております。

まず、関西空港については、前回委員会が持たれてまして詳細についての中村室長の説明がございました。概要はわかっているんですが、ただ今後の政治的判断と申しますか、日本経済の動向なり、

あるいは国家経済の状況によって、我々の思惑よりも若干違った方向に進むのではなからうかというふうには私は少なくとも危惧するわけでありまして。

南ルートにおきましても、従来は近畿地区から選出された二階さんが運輸大臣、恵まれた環境にあったわけでありましてけれども、最近小泉内閣からして聖域なき改革というようなことを言ったり、いろんな施策が切り捨てられるという部分もありますから、やはり関西空港における南ルートの問題は、これはきちっと適切な対応をしておかないと先送りされるのではないかなというふうには心配をするわけでありまして。

特に、これはあくまでも新聞報道ですけれども、この南ルートは先送りするんだというようなことも等も伝えられておりますし、また2期工事においても数千億の経費が削減をされたというふうなこともございますし、また大阪府においては、現在の北ルートにつきましても知事の方から国に買ってくれというふうな要請もありますし、関西空港全体の問題につきましても、自民党のちょっと何部会か忘れましてけれども、（小山広明君「行革本部」と呼ぶ）行革本部だそうでございますけれども、これをもう民間に委託をしてはどうかというふうなことも正々堂々と新聞に書いておるわけがあります。

そういうことからして、今後の関西空港の事業あるいは運営については、非常に厳しい環境に置かれるのではないかなというように思うわけですが、この考え方についてひとつ御答弁をいただきたいと思っております。

議長（奥和田好吉君） 中村室長。

市長公室参事兼空港対策室長（中村正明君） 御質問の中で、新聞報道で南ルートを先送りにすることがございましたけれども、そういうことはございません。

先ほど公室長がお答えいたしましたように、先送りになったのは1期島と2期島を結ぶ航空機の連絡誘導路、これの北側の、すなわち泉佐野市側の連絡誘導路、それが先送りになるということで、今回の報道の中では、私どもが必要ということで要望しております南ルートについては一切触れておりません。

南ルートにつきましては、空港機能の充実ということ以外にリダンダンシーの強化ということで、いざ災害が起こった場合、それは空港島に起こる場合、あるいは内陸部に起こる場合、いずれにしても空港と内陸部を結ぶ連絡施設がもう1つ必要であるという、これは平成12年度の国を含めた六者の調査の中で必要性ということが大きくうたわれているところでございます。

今回、平成13年度においても引き続き調査を行うという合意が調いました。今後、具体的な調査項目を詰めていくわけでございますけども、まだまだ継続調査が必要であると。直ちに南ルートがもう必要でないとか先送りするとか、そのような段階にはまだ至ってない。あくまで今後も継続した調査を、次第に熟度を高めていく調査をやっていく中で、一定の展望がまた開けていくと、そう考えております。

議長（奥和田好吉君） 島原君。

16番（島原正嗣君） 室長の見解はそうであるわけでありまして。我々はまた別の形でいろんな情報なりが入ってきてるわけですが、市長が先ほど答弁ありましたように、南ルートの必要性は私自身としても大事ではないかなというふうに思います。したがって、計画されたことが取り消しとか、あるいは排除されるということになしに、やっぱりそれ相当の資金も使っているわけでありまして、実を結ぶような最大の努力をしてほしいなというふうに思います。

それと、時間も余りありませんが、医療保健ゾーンの問題についてでありますけれども、これはいろんな規制なり何なりがありまして、病床数をふやすとか科目数をふやすというのはなかなか問題があるかと思っておりますけれども、これは現状の泉南病院という形ではいかなものだろうかなと思うんですが、今後本市としての努力目標としてはどういうことを要請していくのか、簡単に御答弁をいただきたいと思っております。

それと、聞くところによりますと、前回厚生消防常任委員会で、この医療ゾーンを中心にした医療機関に対して積立金から2億円の支出をするんだというふうなお話がありましたけれども、けさ聞きますと、いやもうそれは取り消したというふ

うなことが耳に入っているわけでありまして、その事実関係に対して説明を願いたい。

議長（奥和田好吉君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 済生会泉南病院を中心とする泉南保健福祉医療ゾーンにつきましては、ほぼでき上がってきてるわけでございます。ただ、長い経過がありまして、最終的に今のような形ですね。いろんなものの組み合わせの中で、これからは1つの医療は医療だけではなくて、福祉は福祉だけではなくて、それらはお互いに重なる部分がありますので、一体的に整備しようというのがこれからのあり方ではないかということで、大阪府下でもモデル的にゾーン形成という形で今やっております。

いろんなベッド規制等がありまして、増床は最終的にはできないということでございますが、ただ今回バックアップ病院となりました済生会中津病院におきまして、将来はさらにいろんな形で充実したいという希望を持っておられまして、横の土地、これについては一応大阪府にも要望されて、販売しないで留保しておくことにいたしております。将来これらをいかに使うかというのは今後の課題でございますし、我々の方も今の施設そのもので満足してるというわけではございませんが、今の状況では第1次としてはやむを得ないというふうに思っております。

その中で、特に今回はあそこの病院を1つの核といたしまして、民間病院あるいは医院がたくさん周辺にあるわけでございますので、これとの連携をとっていく、あるいは相互利用するということが一番大事だということで、病病連携あるいは病診連携という形をお願いをいたしました。

その中で、高度な医療機器も入れていただき、またそれを共同利用、あるいは医院で検査できない患者を済生会病院で確実な高度診断までやっていただいて、また地域医療にお返しをします。こういうような病病連携あるいは病診連携という形で連携をとっていかうということで、医療施設整備基金の方から2億円の拠出を府とも相談し、また済生会とも御相談をして予算計上をさせていただくことにいたしましたわけでございます。

ただ、その過程におきまして、私どもといたし

まして十分所管の委員会初め事前に御説明できておらないということもございまして、大変おしかりもちょうだいし、また御指摘もいただきました。そこで、改めてもう一度十分そのあたりのことを御説明した上で、再度計上をさせていただきたいということで、けさほど正副議長さんに、まだ提案はしておりませんが、補正予算の案の一部修正ということでお願いをした次第でございます。

私どもといたしましても大変準備不足ということで御迷惑をおかけした点は、ここでおわびを申し上げたいというふうに思います。改めて十分御説明し、御理解をいただいた上で計上させていただきたい、このように考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（奥和田好吉君） 島原君。

16番（島原正嗣君） 何分までですか。

議長（奥和田好吉君） 19分までです。

16番（島原正嗣君） ありがとうございます。

飛び飛びになりますが、意見だけ申し上げたいと思います。

特に公園問題は、西信地区においても従来からかなり要望されたのは、長い歴史があると思います。亡くなられました重里議員さん、それから、「やったで快挙」というふうなテーマですっ飛ばした辻議員さん、私は3人の署名捺印をして、もちろん各区長さんも捺印してるわけですが、そういう要望をした経過もありますから、できるだけ西信達の方についても、牧野公園はこの前立派なののできたそうでありますから、岡田の方もひとつよろしく願いをしておきたいと思います。

それから、災害対策については、万全を期するようにひとつ配慮してほしいなというふうに思います。まだ危機管理とかインフラ整備とかいう面においては、十分にやられておるようでありますけれども、実際そういう災害に直面した場合は、果たして今泉南市の持つそのような機能、そのような施設で十分だろうかというふうな危惧を持つものでありますから、きちっとやってほしいなというふうに思います。

それから、各庁内の改革、改善でありますけれ

ども、私はずうっと長年見ておりまして、従来ですとパソコンとかワープロとかというような機械は机の上になかったわけでありましてけれども、最近ではそれぞれにそのような機器が持たれておるようであります。手狭な状態ではありますが、どこともそうでありますけれども、もっともっと職場の環境改善というものを職員にもしてあげるということが大事ではないだろうかというふうに思います。

それと、喫煙室の問題でありますけれども、今議会と廊下のところに1台置いているわけですが、ちょっと暗くてわからないと。もっと清く明るく休憩できるように、先ほども申し上げましたような環境づくりをしてやってはいかがなものだろうかというふうに思います。

シャンデリアまでつけるとは言いませんけれども、今吸ってる状況を見ますと、何か暗やみの中で悪いことをしてたばこを吸ってるような、公室長なんかはたばこを吸うてるのか吸うてないのかわかりませんが、吸うてる人間からすれば、もう少し整備をしてあげて、ほんとに一服のたばこが百年の大計に役立つと。市長も余りたばこを吸いませんけれども——余りというよりも、吸うたのか吸わんのかちょっとわかりませんが、吸う人の立場にも立って、ひとつ適切な職場環境の改善というものを含めてやっていただきたいと思います。

花一輪あそこに置いてあげてもいいし、人間というのは気分気分で、気持ち気もちで仕事をするわけありますから、その点ひとつよろしく願いを申し上げたいと思います。何も職員からだれも頼まれたことはありません。

それから、最後にお聞きをしますが、府営住宅の問題はわかりました。けれども、府営住宅もほんとにやる気があるのかなのかですね。今、山内部長が御答弁されたことの内容というのは、大分半年以上前からいろいろ聞いているわけですが、まだ具体的に4階建てにするのか5階建てにするのか、いつから着工するのかというのは不明瞭でありますけれども、これも部長がおっしゃったように、入ってる方の意向というものを十分参酌してあげてほしいなというふうに思います。

それと、市営3団地の問題ですが、これはひとつ確認をしておきたいと思いますが、先ほど9月の28日ですか、何か第一審があると、こういうことでございますけれども、仮に第一審で勝訴した場合は別ですけれども、敗訴した場合は、これはなかなか答えにくい問題かもわかりませんが、再度そういう係争をしていくのか。あるいは、ある意味ではとことん高裁、最高裁まで行くのかどうか、そこらあたりの考え方というものを確認しておきたいと思います。

以上です。

議長（奥和田好吉君） 山内事業部長。

事業部長兼下水道部長（山内 洋君） まず、府営住宅の件でございますけれども、私ども建てかえということで大阪府からお聞きしたのは平成11年の12月でございますが、聞いてから間もなく2年ほどたつわけでございますが、具体的に実施設計に入るとか、そういうことは聞いておりません。十分に入居者の意見を聞いて、クリアしなければいけないこともたくさんあるということでございますので、府といたしましては、まず吉見側の方の建設を考えている段階で、岡田側については、期日的なもの、また内容的なものは、まだこれからのことだというふうに聞いておるところでございます。

それから、3住宅の訴訟、これについては、まず裁判の方の一審はおりのわけでございますけれども、いずれにしましても市が勝訴する、敗訴する、これは別にいたしまして、十分議会にも報告を申し上げ、また市民の方の意見も聞きながら、また入居者との話し合いもする中で市の考えというのを検討していきたいというふうに思っております。

議長（奥和田好吉君） 以上で島原議員の質問を終結いたします。

次に、12番 北出寧啓君の質問を許可いたします。北出君。

12番（北出寧啓君） 2時を超過いたしましたので、お疲れのところ我慢してお聞きいただきたく、お願い申し上げます。きょうは簡単に終わりますので。

それでは、2001年泉南市議会第3回定例議会一般質問に入りたいと思います。

まず、教育問題について、その1として子供虐待について質問を行いたいと思います。

最近、子供虐待が新聞紙上をにぎわしています。運河で死んで見つかった小学校1年生の恭一君。施設に帰りたいたいの思いを踏みにじられ、物にたたきつけられ血を流し死亡、そのまま運河に捨てられたという報道は、私たちを震撼させます。この母親は、中学時代に親が離婚、再婚を繰り返し、間もなく父は死に、慕っていた兄は友人に殺害されました。恭一親子には、小説を地でいくような不幸の影がかぶさっています。

80年前後から深刻になっている学校危機、学校の荒れは、今では小学校1年生の学級崩壊というところにまで来ています。そこには、多様な社会現象の1つとして子供虐待が揺らいでいます。

言うまでもなく、子供虐待には身体的虐待、性的虐待とともに、暴言、あるいは話しかけない、抱かない等の心理的虐待、そして長時間放置や監護怠慢などのネグレクトがあります。そして、虐待を受けた場合、人を信頼できず、安定した人間関係がとれないまま、自殺企図や自傷行為、あるいは人格障害等が発生してまいります。

公立小・中学校の学校改革も、教委が園・小の接続、連携や、幼児期からの子供虐待の防止などに計画的かつ包括的に取り組まなければ、土台が揺れたままでは荒れは常に発生してきます。

昨年末施行された児童虐待防止法第4条では、地方公共団体には児童虐待の早期発見、迅速かつ適切な処置、そのための体制を整えること、また啓発することが、第5条では、児童虐待を発見しやすい学校の教職員の早期発見が義務づけられています。本市の子供虐待について、教委はどのような対策を講じ、取り組んでいるのでしょうか。第1点の質問です。

子供にとっての劣悪な家庭の事例を考えると、一方では命令や押しつけや期待過剰があり、他方では放任や子供の言いなりがあります。また、社会の規範に関しても、一方では絶対化があり、他方では無視があります。そして、他人や社会の援助ということについては、ともに拒否といった特性が多く見られます。当然、幼稚園や保育所では子供虐待の兆候が見えたとき、乳児や幼児や児童

に対して日々の観察や記録をとっているのでしょうか。そのときなどに教委や健康福祉部が取り組む際の問題点や対策を示していただきたい。

第2点、子育て支援についてお聞きいたします。

現在、本市の子育て支援の行事を見ると、保健センターのひよこランド、ぴよぴよサロン、子ども支援センターでのちびっこプラザ、そして幼稚園、保育所での園庭開放、小学校ではチビッコホーム等があります。とりわけ若年結婚や核家族の増大の中、子育てのストレスが子供虐待を多発させる現代社会では、子育て支援はとりわけ重要性を増しています。

しかし、残念ながら本市の乳幼児、児童に対する支援は他市に大きく水をあけられています。問題は貧しい予算であります。例えば、子育て支援についても、あいびあに子育て支援センターがありますが、それは障害児が主な対象であり、一般に言う地域子ども支援センターではありません。保健センターや公民館での職員の熱意と努力とが行政の予算不足を補っているという面が多々見られます。

さて、今こそ母親になり切れない母、あるいは幼児虐待を受けて、我が子に同じことを繰り返す母子の悲劇を未然に防ぐためにも、保護者が自由に集える統合的な子育て支援システムをつくるべきです。保育所や幼稚園に地域割で地域子ども支援センターを設置するとともに、各センターの情報ネットワークの拠点を財政危機の中、小・中学校の空き教室につくるべきだと思います。中学校に地域子ども支援センターを設けることは、中学生の情緒教育にとっても有効なのです。このことは心から要請しておきます。

次に、近年幼稚園、保育所は、子育て支援の機能を持つようになってきています。園庭開放や体験学習、また子育てサロンなどを行うに当たって、そもそも保育員や教員がどのように地域の母子を受けとめ、共感し、情報を提供し、また助言できているかということが問われます。子育て支援の主な役割は、端的に言って、皆が集い、個々人の悩みをみんなで考え、助け合うということです。そのためには、教員や保育士が母子の言葉に耳を傾け共感することが大切であり、またそれが信頼

の始まりであり持続です。さて、聞く行為、共感する感情を訓練する機会を行政は設けているのでしょうか、お聞きいたします。

反対に、教員や保育士が子供たちのことをないがしろにしたまま、自分たちの就業条件、つまり権利だけを主張しているのであれば、もはや本市の教育に未来はありません。

さて、かねがね保育所と幼稚園の統合が言われています。市当局では、幼稚園の統廃合のための教育問題審議会が設けられています。実際、私立幼稚園児1人に30万円しかかからないのに、公立幼稚園児には120万円近くもかかっています。この度が過ぎた支出をどう考えるのか、統廃合を含めた効率的な幼稚園運営をすれば、正教員の数もふやせ、もっと目配りのきいた教育ができるはずです。余りにも度が過ぎた財政負担の現状改革について、経過報告を含め、市当局及び市教委の考えを明確に述べていただきたい。

次に、子育て支援が大文字で言われている中、旧来の児童福祉課、教育委員会、保育所、幼稚園、保健所、公民館といったばらばらな行政展開ではなく、まさに今欠落しているネットワーク拠点にかかわって、行政の制度的・機能的統合について、主に教委と児童福祉課との連携ある見取り図をお示し願いたい。

さて、小学校では学童保育としてチビッコホームを放課後に行っています。共稼ぎ支援であるとともに、親同士が交流し、孤立した子育てを突き破る場でもあるチビッコホームは豊かで、広がりを見せていますが、今春休みが、ダブルインカムの夫婦にとっては決算期もあり、とりわけ多忙なシーズンであることから、他市町村でも行われているチビッコホームの春季稼働を実施すべきだと思います。当局の実施に向けての答弁を求めます。

第3点として、中学校での暴力、禁煙についてお聞きいたします。

6月議会で、法と秩序を守るために厳正な措置をとると教育長は言われました。それから四半期が経過しました。本議会は、市の最高議決機関であり、発言した文言には議員はもとより市民に対して厳粛な責任が生じます。それから市教委はど

のような指示を中学校の管理職に与えたのか、その結果の学校の取り組みはようになったのか、そして現状はどうなっているのかの報告をいただきます。

教員の自己意識によると、喫煙くらいとたかをくくっているようですが、これは愚かしい情性態としか言いようがありません。80年代から暴力等の学校秩序の破壊が全国的に生じ、困難をきわめた90年代を経て、0年代には教育の転換点に当たって、また荒れの一定のおさまりを受けて、確実に学校は市民社会の基本原則を教育する時代に突入しています。にもかかわらず、なぜ手をこまねいているのでしょうか。思うに、1つには時代の影響を受けた危機意識のなさ、1つには公教育で何を教えるかの内容を教委、学校が自覚できていないことを指摘せざるを得ません。

喫煙や暴力や恐喝といった法に反する行為が公立学校で許される生徒の法秩序意識、その状況を許容する教職員の法秩序意識、一方、見ているその他の生徒の学校共同体での無法の現実に対する絶望感や無力感、ここには恐ろしい意識構造が内包されています。たばこを吸う生徒、暴力を振るう生徒、それらを傍観する生徒ともに、彼らがともに市民社会で暮らし始めるとき、法治国家、市民社会の法秩序を無視あるいは軽視するであろうことは、現代社会に散乱する事実が冷厳に物語っています。

あるいは、生徒たちの放恣が許されるなら、近代的市民として当然の自己を抑制し、公共圏で議論し、法を制定し、その法と秩序を守るといった市民社会の良識を近代教育がないがしろにしているということです。それは、明らかに戦後教育の致命的欠陥でもあるのです。

また、喫煙や暴力や恐喝にかかわる者も、かかわっていない者も、その多くは心弱き生徒たちです。彼らが生活の大半をそこで過ごす学校で、みずからの放恣をやめ、自己抑制することを学ぶことができないとするならば、一体彼らは良識ある市民となることをどこで学ぶのでしょうか。子供たちにとってこれほど不幸なことはありません。彼らにとって親密圏である家庭とは決定的に異なる社会、つまり公共圏の始まりが学校であること、

しかも人生で一番感受性が鋭い時期であることへの深い自覚が一体教委、学校にはあるのでしょうか。

かくて、喫煙や暴力や恐喝といった法に反する行為が公立学校で許されることの責任の多くは、公立学校という共同体を管理する教育委員会及び学校にあります。責任を持った取り組み、施策実施についてお答えください。

次に、地域自然環境の保全と復元についてお聞きいたします。

りんくうタウンの造成が始まってからもう十数年が経過しました。埋め立て同意があり、近年では関西新空港の全体構想同意での協定書が交わされました。しかし、府も企業局もいかに財政難だとはいえ、私たちの約束をほごにはさせられません。

今回の泉南済生会病院の建設に当たって、約束を履行せず、病院の拡大も夜間診療もないままに病院基金を支出しようとするなど、府に従属しがちな市の姿勢が議会人から鋭く問われています。しかも、議会との協議も同意も全く取りつけていません。私たちの約束は一体何だったのでしょうか。

さて、りんくうタウンの南端に野鳥園を造成することも約束の1つであり、長年にわたって計画が練られ、りんくうタウン整備計画として施策化された、環境の時代を先取りした自然復元公園です。そして、実施に向けて地元住民の期待も大きいにもかかわらず、2,000億円の負債を抱える企業局の一方的理由から延期の申し入れがあったと聞きますが、一体どうなっているのか、市が肩がわりしてやってくれるのか、お聞きします。

また、地元区の再三の要求にもかかわらず、いまだに防潮堤の撤去や狭隘で無秩序に錯綜する道路の整備もできてはいません。どうなっているのでしょうか。

そもそも瀬戸内海の埋め立ては禁止されており、りんくうタウンの埋め立ては、大阪湾に流れ込む産業排水や台所雑排水を埋立地で浄化するという大義名分がありました。南部下水道処理場の建設や産業排水を垂れ流す企業のりんくうタウンへの移転等は、そのためのものであります。

地元とは、雨水幹線で雨水の大半と産業排水をともに下水道処理場に流下することで、大里川の水量を3分の1にし、大里川を改修し、せせらぎ公園を建設するという10年来の約束があります。一体どうなっているのか、お答え願います。私には肝心の公害企業の産業排水は放置したまま、無策にあえいでいるだけにしか見えません。

最後に、中央、地方関係についてお聞きいたします。

戦後1947年、日本国憲法と地方自治法が成立し、憲法上、地方自治体は国から独立し、また執行機関である首長と議決機関である議会という二元代表制が成立したものの、機関委任事務を通じた各省庁による統治で、市町村は自立することを妨げられました。

しかし、今回の改正地方自治法には重要な点がたくさんあります。例えば、国と地方公共団体の適切な役割分担、地方公共団体の自主性及び自立性や、あるいは行政事務も自治事務と法的受託事務となり、機関委任事務では及ばなかった条例制定権が法令に反しない限り可能となり、地方議会の権限も及ぶようになったとか、枚挙にいとまがありません。市当局は、全職員に改訂地方自治法をどのように周知徹底させているのかをお示し願いたい。

さて、今般惹起した医療施設整備基金の問題にかかわって、中央-地方関係の重要な範疇である首長-議会関係についてお聞きいたします。

戦後、地方自治法の成立により、悪名高い首長の原案執行権は廃止されましたが、それにかかわって自治法で制定されたものが、首長の予算案の提出権、再議請求権、専決処分権等であり、これらが日本のストロング・メイヤー制の制度的実態をなしています。そして、残念ながら、議会といえは議決機関、監視機関であるものの、敗戦後も地方行政のわき役的位置に常に甘んじてきたのです。その結果、議会は自治体の立法、行財政政策、行政監査に深くコミットしなければならないのに、政策形成過程からほぼ排除されてきたわけです。

しかし、首長-議会の二元代表制は、本来相互に独立した首長と議会の抑制と均衡による公正な行政を期待することにあります。したがって、首

長優位という日本の地方政治制度にあって、首長が行政の抑制と均衡という原理に基づいて、市の重要案件をまず所管の委員会へ提出し、選挙で選出された議員による公正で厳正な審議を受けさせることは当然の義務であります。

今回、提出されようとした医療施設整備基金2億円を委員会審議もなく、突然議会に泉南福祉医療ゾーン、端的に済生会泉南病院への補助金として補正予算に計上したことは、地方政治制度を大きく逸脱する行為だと私には思われます。説明を求めます。

以上で壇上からの質問を終わりたいと思います。明快な答弁を期待しております。よろしく願いいたします。

議長（奥和田好吉君） ただいまの北出議員の質問に対し、理事者の答弁を求めます。教育長。

教育長（亀田章道君） 教育問題について多くの御質問があったわけですが、私の方から子育て支援につきまして御答弁を申し上げたいと、このように思います。

近年の少子化、核家族化などの社会状況の変化が進む中で、幼児が生活している家庭や地域社会、あるいは幼児自身の生活は大きな影響を受けており、育児に不安感を抱く保護者や、近隣に相談できる友人等がいない保護者の増加などといったさまざまな状況がございます。

このような状況の中、幼稚園には未就園児を含めまして、近隣の親子が気軽に遊び、触れ合い、子育てに関する経験を交流したり、悩みの相談に応じたりする等、地域の幼児教育センターとしてその施設や機能を地域に開放し、子育てを支援していく役割を果たすことが求められております。

本市幼稚園におきましては、平成10年度と11年度の2年間にわたりまして、文部省の研究の委託を受け、幼稚園における子育て支援活動の推進に関する調査研究を進めてまいりました。その内容は、専門家による保護者を対象とした子育て相談の実施、あるいは子育てシンポジウムの開催、保護者をつなぐための井戸端会議的取り組みの設定、未就園児の遊び場としての園庭開放、未就園児のための親子登園日の設定、あるいは3歳児のみに限定しての親子登園日の設定等があります。

これら子育て支援の取り組みは、文部省の研究委託の期限が切れた後も、実績を踏まえて引き続き実施をしておる状況でございます。

教育委員会といたしましては、幼稚園における子育て支援の取り組みを援助するとともに、小学校入学説明会など就学前の保護者が必ず出席する機会をとらえての子育て講演会の実施、教育相談室における教育相談の実施、総合的教育力活性化事業における子育て講座の実施等により子育て支援に取り組んでいるところでございます。

また、子育て支援につきましては、泉南市子供関係機関を組織するということで横断的な連携をとりながら、児童福祉課あるいは子ども支援センター、子ども家庭センター、保健所、公民館、あるいは教育委員会の指導課も含めまして、この辺を連携をとり、施策の展開を図っているところでございます。よろしく御理解をお願い申し上げます。

議長（奥和田好吉君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 私の方からは、中央と地方の関係ということについて御答弁を申し上げます。

まず、地方自治制度について私なりの考えを述べさせていただきます。

我が国の場合には、地方自治という概念が制度上定着したのは、日本国憲法が施行されて初めてのことであり、明治憲法時代には地方制度はあっても地方自治は存在しなかったと考えております。

日本国憲法は、その8章に明治憲法になかった地方自治の章を設けて、地方自治の根幹を形づくる制度について幾つかの重要な定めを明記しております。

また、憲法の規定を受けて定められました地方自治では、地方公共団体に国から独立した法人格を与えるとともに、国の専権に属する事務を除き、幅広い事務を地方公共団体の事務とし、しかもその際市町村を基礎的な地方公共団体として、広域にわたるものや統一的な処理を必要とするもの等、例外的に都道府県の事務とされるものを除いて、市町村が一般的にこれらの事務を処理するものであります。

さらに、憲法、そして地方自治法の規定から解釈いたしますと、我が国の行政の基本的、原則的

な担い手は市町村であり、これを補足するものとして都道府県があり、さらに性質上、市町村や都道府県では手の及び得ない事務を行うために国が存在するのではないかと考えております。また、このようなシステムこそ真の地方分権の姿ではないかというふうに思っております。

しかしながら、現実といたしましては、まだまだ地方自治が実現されたとは考えづらいところもでございます。具体的に申し上げますと、1つ目に憲法第92条「地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基いて、法律でこれを定める。」と記載されておりました、地方自治の内容について、国会が広範囲にわたってこれを決定することが認められております。

この条文の地方自治の本旨という表現の解釈が不明確であるとともに、あいまいであり、何を国が担当し、何を地方公共団体が引き受けるかという事務配分の問題、いわゆる団体自治の範囲が不明確となり、結局は全国的な意味を持つ事務は国が行い、地域的な意味を持つ事務は地方公共団体が行うというような状況ではないかと考えられます。

また、その上に国、地方公共団体——しかも我が国では都道府県と市町村の二層制をとっております——が、この領域をダブらせているということでありまして、住民にとっても、国民、府民、市民という二重、三重の身分を持っているわけでありまして、行政サービスを受ける住民にとっても混乱をすることがあります。

さらに、2つ目としましては、地方公共団体について任した事務を本当にきちっと処理できるのかという問題でありまして、国から見れば、地方公共団体は地元エゴから他の影響を受けやすい、あるいは財政的にも破綻を来し、なすべきことをなさず、またなさざるべきことをなすという可能性もあるのではないかというふうに見られている部分もあるかというふうに思います。

したがって、仮に事務執行の権限と責任を地方公共団体に与えても、国の立場からしては、それなりの監督もしくは介入が必要ではないかとの国による地方への不信感もぬぐい切れないところがあるのではないかと考えております。

これらのことを踏まえまして、今既に地方分権も実行の時代を迎えまして、地方公共団体がみずからの責任において、みずから地方自治を決定し、地域独自の個性をはぐくむことが我々地方公共団体の真の姿であり、その地方分権を実行する地方自治体の組織の体力といいますか体制、あるいは能力が地方自治に大きく影響するものであると認識をいたしております。

特に今後、地方分権が進む中、権限の移譲だけでなく、それに沿った財源移譲が非常に大切で、地方自治の存続にもかかわる大きな問題ではないかと考えております。

このような状況のもと、国においても地方分権推進委員会の勧告等を踏まえ、法改正や制度改革を進め、地方分権の土壌整備に努められてきたところでございます。

本市といたしましても、今後自己決定、自己責任の行政運営を構築していくためには、行政規模としてどの程度が最適であるか、その面積は、人材は、財政力はなどの検討が急務であり、責務であり、その手段として広域行政、市町村合併ということが大きな意義を持つ時代となってきたというふうに思っております。

今後ともこれらのことも踏まえまして、特に一番身近な行政体であります我々市町村がこれらの問題についてさらに研究し、また市民の皆様にもお示しをしていく必要があると考えております。

それから、改正自治法等に関しましての職員への研修ということでございますが、全職員ではございませんけれども、幹部職員に対しまして私が一応講師という形で、数日間にわたりまして研修も行い、地方自治のあり方、あるいは地方公務員のあり方等、これからの公務員が目指さなければいけない姿勢、あるいはそのための自己研さん等について研修を行ったところでございます。

さらに、今後とも研修制度の充実については、さらなる努力をしてみたいと考えております。  
議長（奥和田好吉君） 蜷川助役。  
助役（蜷川善夫君） 地域自然環境の保全と復元ということにかかわって、府との約束について御質問がございました。

りんくうタウンの造成に係る問題にかかわらず、

府との間で約束した事項はたくさんございます。最初は空港関連の地域整備でございますけれども、直近においては平成11年3月に本市の正副議長並びに空港対策特別委員長と市長との連名で府に要望をいたしております。

さきの定例会でも御質問がございまして、企業局の廃止云々といった記事が散見されるということから、これについての対応はどうであるかというような御質問がございました。これにつきまして、大阪府の方では新行財政計画の策定に合わせて企業会計の見直しを行うということで、平成13年8月の3日、新行財政計画とそれに合わせた企業会計のあり方ということについて発表がございました。

これにつきましては、さきの空港問題特別対策委員会でも市長の方から答弁申し上げておりますけれども、そういう見直しの動きの中で最終的な取りまとめが発表される前に本市としての考え方を十分申し添える必要がある、また府としてもそれに対する考え方をきちっと踏まえた上で取りまとめをもらう必要があるということから、企業局を所管する副知事、あるいは空港問題全般を所管する副知事に対して申し入れを行い、市との約束につきましては、個別に協議をしていくというふうな約束をとりつけてまいったところでございます。

今般、済生会泉南病院の建設に当たって、医療施設整備基金、これにつきまして議会に提案申し上げたところでございますけれども、これにかかわります一方性について、議会の方から大変厳しいおしかりもちょうだいいたしました。これにつきましては、私の不明に起因するところが大であるというふうに考えもし、反省もいたしておるところでございます。今後につきましては、十分説明をさせていただく中で御理解を賜りたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げたいと思います。

議長（奥和田好吉君） 大田健康福祉部長。  
健康福祉部長兼福祉事務所長（大田 宏君） それでは、私の方から、教育についての質問の中で子育て支援、これについて健康福祉部にかかわります部分について御説明を申し上げたいと思いま

す。

乳幼児期は、乳幼児が生涯にわたる人間形成の基礎を培う極めて大切な時期にあり、このときに一人一人の子供の人格や個性が尊重され、豊かな人間性がはぐくまれることは、その後の成長にとって極めて重要であることにかんがみ、穏やかな成長が図れるよう、発達段階に応じた適切な養育、教育がなされなければならないと考えております。

本市におきましても、これまでの地域子育て支援の取り組みについて、保育所、子ども支援センターで行ってまいりましたが、住民の子育ての課題に対し、今までのさまざまな取り組みをさらに充実させるとともに、市内の保育所に地域子育て支援センターを設置し、そのセンターを拠点とした親子遊びの広場、子育て相談、子育てサークルに対する支援事業、子育て講演会等の子育て支援事業を展開してまいりたいと考えておるところでございます。

また、保健センターについての取り組みについて御説明申し上げます。保健センターにおける子育て支援及び幼児虐待について、御答弁申し上げます。

保健センターでは、母子保健事業として乳幼児健診及び経過観察健診並びに歯科健診を通して、保健婦が乳幼児の子育て支援に努めております。

また、保健婦及び医師が両親教室、親子教室、育児相談、発達相談を通して孤立する母をなくし、育児不安の軽減を図っております。また、希望者には、新生児、乳幼児訪問指導も行って、個々のケアを通し、自信を持って子育てできるよう支援しておるところでございます。

ほかに、虐待を疑われる事例には、泉南市子ども関係機関連絡会議において、児童福祉課、保健推進課、教育委員会及び尾崎健康プラザ、岸和田子ども家庭センターの関係者で、各関係機関が子供問題を共有し、ケース検討が必要であると判断された場合には、このメンバーで適切な対応ができるよう取り組んでおるところでございます。

以上でございます。

議長（奥和田好吉君） 吉野教育指導部長。  
教育指導部長（吉野木男君） 北出議員御質問の幼児虐待について、まず御答弁申し上げます。

現在、教育委員会が把握しております児童虐待に当たる事案といたしましては、1件は身体的虐待に当たるもの、もう1件、いわゆるネグレクトと言われる保護者の養育の放棄というんですか、この事案の2件ございます。発見者は、学校や近隣の人からの連絡等を受けた民生委員さんでございます。学校、教育委員会、子ども家庭センターが連携しながら問題解決に努めております。

御指摘のように、我が国においては、児童相談所への虐待に関する相談件数が年々増加の傾向をたどっているなど、児童虐待に関する問題が深刻化しております。児童虐待の早期発見、早期対応及び児童虐待の被害を受けた児童の適切な保護を行うことが緊急の課題となっております。

こうした状況を踏まえ、御指摘のとおり児童虐待防止に関する施策を促進するため、児童虐待の禁止、児童虐待の防止に関する国及び地方公共団体の責務、児童虐待を受けた児童の保護のための措置等を定めた児童虐待の防止等に関する法律が平成12年11月20日施行されております。

この児童虐待は、子供の健康を損ない、体や心身まで傷つけてしまうだけでなく、時として生命まで脅かしかねません。そして、子供の心に深い傷となって残り、人格形成に大きな影響を与えます。このことは少年院入所者2,300人へのアンケートで、約半数の者が子供のころに虐待を受けた経験を持っていることからもうかがえます。

教育委員会は、この児童虐待は問題行動の一因となり得ること、また次世代へ引き継がれるものであるということを重く受けとめ、児童虐待の防止に関する法律を市内幼・小・中に周知するとともに、教職員を対象とした児童虐待についての研修を実施し、児童虐待についての理解を図るとともに、早期発見に努めるよう指導しているところでございますので、よろしく御願い申し上げます。

次に、校内暴力あるいは喫煙への取り組みでございます。

まず、校内暴力についてでございますが、その発生件数を平成12年度の1学期と平成13年度の1学期を比較した場合、平成12年度は65件であったものが、平成13年度には23件と減少しております。この校内暴力につきましては、対

教師暴力、生徒間暴力並びに器物損壊等も暴力行為としてカウントした数字であります。

その要因として考えられますのは、問題行動に関しましては本人への指導、保護者との連携、被害者及びその保護者への謝罪等、一定区切りをつけた指導、また家庭や地域の方々の協力や関係機関との連携で対応するという従来の取り組みに加え、問題行動を起こした生徒の心理を分析し、対処法を相談する上でのスクールカウンセラーと学校との連携が深まっていること、保護者や地域の人々のこの問題に対する理解と協力が徐々に得られるようになってきたこと、さらには学校自身も生徒の主体性を重視した学校行事の取り組み等を図ったり、生徒理解についての研修会の実施、子供の心情や対応の仕方についての研修会等、そうした取り組みが一定実を結んできているものにとらえております。

次に、喫煙に関する件でございますが、まず実態であります。教師が喫煙現場を見つけ確認した件数といたしまして、ほぼ常習化してるような現状という観点からいいますと、各中学校で2名から10名弱程度のように把握しております。

言うまでもなく、未成年の喫煙は未成年者喫煙禁止法によって禁止されております。これは、喫煙が発育途上の未成年者の体に大きな影響を与えることによるものです。また、喫煙は体の発育に影響を与えるだけでなく、たばこの購入等にかかり生徒指導上の問題行動の要因となる側面も持っております。各学校においては、保健等の時間を使い、子供の成長にとってどれだけ有害であるのかという理解を図る教育活動とともに、家庭の協力を得ながらの指導等に取り組んでおります。

しかしながら、常習化している生徒にとっては根本的な解決になり得ないという実情がございます。今後とも保護者の意識、世論を喚起しながら、家庭連携を一層深め、指導してまいりたいと、このように考えておりますので、よろしく願い申し上げます。

議長（奥和田好吉君） 金田教育総務部長。

教育総務部長（金田峯一君） 議員御質問のうち、チビッコホームの春休みの開設についての御答弁を申し上げます。

チビッコホームは、都市化の進展や女性の社会進出等児童を取り巻く社会環境の著しい変化の中で、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校低学年児童を対象として、家族等の状況や児童の保護育成に欠ける度合い及び緊迫性等を調査の上、必要性の高い順から入会していただいております。

御質問の学校休業期間中の開所については、現在夏休み及び冬休み期間中は開所いたしておりますが、春休み期間中については閉所しているのが現状でございます。開所日等の拡充につきましては、予算的な面、あるいは関係団体との調整など課題もございますので、今後各市の状況等も勘案しながら検討してまいりたいと考えております。

よろしく御理解いただきますようお願い申し上げます。

議長（奥和田好吉君） 山内事業部長。

事業部長兼下水道部長（山内 洋君） まず、野鳥園についてのお尋ねでございますが、企業局の方から一方的な理由で延期を申し入れたということでございますが、私も聞いておりません。野鳥園につきましては、2号緑地として泉南市が公園として、事業主体は別にいたしまして整備をするということでございますので、そのとおりということでございます。

ただ、りんくうタウンについては、まだまだ道路とか公園とか緑地とか、公共施設の整備が整っていない状況でございますので、今後、先ほど助役がお答えいたしましたように、企業局の動向ということはどうなるかというのは、これからの大阪府との協議、企業局との協議ということになると思います。

我々としましては、どこが事業主体になるにしても、早期に市域の公共施設についての整備、これについてはお互いに役割分担をして取り組んでおるわけでございますので、やっていただきたいというふうに思っておりますのでございます。

それと、大里川の公園化、改善ということもございますけれども、これについては以前から地元からどぶ川化しておるので改善をしてほしいという要望がございまして、それについていろいろ検討をしておるわけございまして、まず雨水の取り

込みについては、上流に当たります男里地域のこの部分についての雨水管渠の埋設とか、いろいろと取り組んでおります。また、藤之川、蟹田川が合流して大里川となるということでございますので、これの環境改善というのは、現状を眺めますと早急に必要ではないかなという感覚は持っております。

ただ、大里川のポンプ場がございまして、これは高潮対策ということで設置をしておるわけでございます。これの取り扱いをどうするのか、また仮排水路の問題、これは大いにりんくうタウンの整備にかかわる部分でございますので、これとの時期的な問題も含めて、大阪府と協議、また企業局と協議を進めなければ、一概に大里川のみを親水、せせらぎ公園ということに取り組むことは難しいということでございますが、時間はかかることでございますけれども、できることは何なのかという部分、してもらわなければならない部分があるのかという部分を整理いたしまして、大里川の改善については取り組んでまいりたいというふうに思っております。

議長（奥和田好吉君） 北出君。

12番（北出寧啓君） 簡潔にお答え願いたいと思います。

子育て支援センターですけれども、大変な子育て環境の中で、今健康福祉部長の方からこの支援センターを設置するというふうに確認させていただきましてけれども、来年4月をめどに発足させていただけるということを確認したいと思っております。

それと、どういう設置の仕方、例えば今貝塚市なんかもそうですし、全国的にも言われてるんですけども、例えば中学校に保育所を置くとかいうことで、中学生の情緒教育、やからしている生徒たちが非常に愛情深くなるとか、そういう構造がありますので、新しく支援センターを建てるといのは財政的には無理だと思いますので、できれば中学校等に設置されてはいかかと思うんですけども、その点もお答え願いたいと思っております。

議長（奥和田好吉君） 大田健康福祉部長。

健康福祉部長兼福祉事務所長（大田 宏君） 子育て支援センターでございますが、これにつきましては我々としたしまして、今すぐ14年度必ず

ということではないわけですが、我々としたらその方向で健康福祉部といたしましては努力していきたいと、このように考えておるところでございます。

また、設置場所につきましては、保育所5カ所あるわけですが、どれか1つの保育所を核として設置してまいりたいと、このように考えておるところでございます。

議長（奥和田好吉君） 北出君。

12番（北出寧啓君） ちょっと市長にも聞いていただきたいんですけども、簡単に読みます、いろいろあるんですけども。

母親の言葉なんですけれども、「このまま首を絞めたら楽だろうなと一瞬脳裏に浮かぶ。現状から逃げたい。泣き叫ぶ我が子の細い首に両手をかけようと思いました。楽になるわよ、夜泣きで苦しめないのよとささやく私に対して、もう1人の私が、だめよ殺しちゃ、どうするのと頭の中で交差する。自分との戦いの末、理性が私をとめてくれたが、楽になるのよ、楽になろうよのささやきは現在も続いている。泣くあなたの首を絞めたことも事実です」。

あるいは、もう1人の方ですけれども、「ごめんね、いらいらして。ぶったり、けったり、畳にたたきつけたり。子供の泣く声がまとわりつくことが何もかも嫌で、頭がカーツとなって、もう嫌。私には自由がないの。お皿1枚洗うことも、1メートルさえ歩くことも、トイレすら行けない。そう思うと、ひざに必死にまとわりつく我が子が憎くて、憎くて、床に思いっきり足げりにしていた」。

例えば、こういう状況がくまなくあるわけです。こういう状況の中で、子育て支援センターの設置というのが火急に求められています。ただ、しかし泉南市にはまだできていない。

今、子育て支援センターがあいびあにありますけれども、これは質問でも言わせていただいたように、あくまで障害者のための子育て支援センターであって、一般にいう子育て支援センターではございません。それを含めて、今健康福祉部長が4月からどうかとはまだ言えないというのは、財政的な問題があるというふうに思っております。

ぜひ子育て支援について、市長の責任ある答弁を伺いたいと思います。いかがでしょうか。

議長（奥和田好吉君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 子育てについて全国的に大変ないろんな状況があるというのは、十分承知をいたしております。泉南市でもいろんな母親の皆さんのサークルとか、お互いの情報交換なり、あるいは連携によってそれを回避していこうということで活発に活動されておられる方もいらっしゃいます。

先般のNHK12チャンネルでありましたかなり長い時間のトークでも、泉南市の方も応募されて出演をされておられまして、御夫婦で出られまして、私も拝見をいたしておりましたけれども、やはり全国的にいろんな悩みを持っておられる方がたくさんいらっしゃるということでございます。

我々の方もそのあたりの支援については、それぞれの立場からやっているつもりではございますが、しかし、まだ十分と言えるものでもございません。そこで、今後どう対応していくかということについては、先ほど部長が答弁しましたように、今既設の保育所等を活用してできないかということで検討しているところでございます。

まだ最終案までは至っておりませんので、その部の考え方なりを十分聞いた上で、私としてもできるだけ子育て支援に前向きに対応していきたいと、このように考えております。

議長（奥和田好吉君） 北出君。

12番（北出寧啓君） 市長にはよろしく願いいたします。

喫煙のことなんですけれども、2名から7名等の報告がございましたけれども、例えば西信中学校では、今公の喫煙はほとんどなくなってる。喫煙すれば一応家庭学習というんですか、そういう措置をとっております。

ところが、ここの泉南中学校では、ほとんどそういう措置がとれてない。聞くところによると、もっと大事ないろんな案があるから禁煙まで持っていけないというふうな、非常にちぐはぐなことが起こると。

私は、教育長に6月時点で厳正な指導を求めて、教育長もやりますというふうに明言された。とこ

ろが、今個々、個人的な管理職の事情もありましたけれども、いまだに何の対策も打たれてない。伺うところによると、10月の末に教師が集まって、喫煙がどう悪いかの学習をすると。11月にそういう喫煙生徒を集めて、また学習をすると。そんなことはだれでもわかってるわけでありまして、例えばそういう問題のとらえ方がおかしい。もちろん意欲も感じられない。恐らく11月、12月というともう来年度に行きますので、既定の管理職や責任部署の人たちはもう来年度でかわると。取り組みには全くなならない。6月に言ったのに11月だと、しかも学習会をすると。一体どういうことなんでしょうか。

今、学校ごとの各校長が管理運営権を掌握しますし、ほとんどの権限が集約されてますので、教育委員会がどこまで介入できるか、指導できるかというのは難しい問題と思うんですけども、しかし我々としては教育委員会、学校というのは一体として見ておりますので、その辺厳正な指導がどこまで行われているのか。今、改めて指導していただきたいし、このような行動をどうするか、改めて答弁していただきたいと思います。

しかも、喫煙とか暴力とか、法治国家ではていをなさないわけですよ。全く監獄同然でしょう。我々は災害があれば逃げられるけど、学校では基本的に生徒は逃げられないんですよ。学校で授業を受けるのは義務とされておりまして、出ていけないわけですね。たばこぐらいと言ってますけども、生徒なんか聞くと、私のたばこをここであんたが消して始末しておいてとか、そういう上下関係の構造がいまだに強くある。それで、たばこぐらいだというふうに考えてる教師の自己意識は、非常に問題だと思います。答弁してください。

議長（奥和田好吉君） 吉野教育指導部長。

教育指導部長（吉野木男君） 喫煙に係る学校への指導について答弁させていただきます。

議員御指摘のように、先般の議会における答弁として、教育委員会の対教師暴力あるいは喫煙等に対する姿勢について、教育長の方から一定の言明をさせていただきました。

当然、毎月校園長会を開催いたしておりますので、この件に限らず議会等で論議された、あるいは

は指摘をされた事項につきましては、校園長会等を使いながら一定の報告なり、あるいは教育委員会としての問題提起というんですか、解決に向けた方向性等について、その都度対応いたしております。

御指摘の泉南中学校の件でございますけども、学校側の基本的な認識としては、一定の弱さ等があるかもわかりませんが、1つはたばこぐらいというふうな意識の中で問題の所在をあいまいにしてるのではないかという御指摘につきましては、決してそのような認識は学校全体としては持っていないというふうに理解しておりますし、学校長の方からもさまざまな生徒指導上の課題がありますが、同時並行的にすべての問題を解決していくということはなかなか難しいと、こういう中で課題を絞り込んで組織的な対応を願いたいと、こういうこともかねがねから協議をいたしておりますし、その点にかかわって喫煙の問題と対教師暴力の問題については、その共通的な課題、あるいは緊急的な課題という確認は、以前から学校長との関係におきましてはいたしておりますし、そのための取り組みの方向性についても協議をいたしております。

ただ、若干夏休み期間中の一定プログラム等につきましても、体制を整えてというふうなことで協議をしておりましたけども、若干学校側の方にちょっと偶発的なことがございまして、十分体制が2学期にとり切れてないということにつきましては、率直にとらえ直しをし、学校対応もいたしたいというふうに考えております。

基本的な状況とすれば、数年前のような非常に学校運営そのものがという状況は、少なくとも基本的には超えているというふうに理解しておりますので、現在の状況からいま一步課題を絞り込んで踏み込んだ対応ができるよう教育委員会としてもかかわってまいりたいと、このように考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（奥和田好吉君） 北出君。

12番（北出寧啓君） 踏み込んだ指導ということで、一応質問は終わらせていただきますけれども、暴力の件数が減ったと。確かに大規模な目立った暴力は減っておりますけれども、小競り合い

等の暴力、女性教員に対する暴力はまだあります。よく暴力を振るわれているある女性教諭と話しても、私はこのごろ恐ろしくて注意をできなくなった、注意しなくなったら暴力を振るわれなくなったと、そういうこともありますので、ただ、いたずらに暴力件数が減ったということで学校が安定したということには解釈できません。よろしくをお願いします。

これは法秩序の問題ですから、彼らが市民社会に出てどう生きるのかということ、基本的な良識を教えるということが近代教育の中にもっと、戦後教育が取り込めなかった、それを今やらなきゃならないということをもっと自覚していただきたいと思います。

それと、事業部長、そういう申し入れがないということは、来年でもやっていただくということですか。ただ、3年、4年やれないみたいな情報は確認したつもりなんですけれども、延期じゃないということは、例えば来年でも始めるというふうな意味、どういうふうに解釈すればいいんですか。お答えください。

議長（奥和田好吉君） 山内事業部長。時間がありませんので、端的に。

事業部長兼下水道部長（山内 洋君） 延期は聞いてないということでございますので、また当初から、いつから事業に着手するかと、そういう部分も聞いてないので、一概に来年やれるかどうかと、そこらは答えられないところでございます。議長（奥和田好吉君） もう時間がありませんので。

以上で北出議員の質問を終結いたします。

3時50分まで休憩いたします。

午後3時20分 休憩

午後3時53分 再開

議長（奥和田好吉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、18番 成田政彦君の質問を許可いたします。成田君。

18番（成田政彦君） 日本共産党泉南市会議員団の成田政彦です。

さて、11日に米国で起きた多数の人々を殺傷した同時テロ事件は、いかなる理由と背景がある

うとも絶対に許されない卑劣な犯罪行為であり、我が党は今回のテロ事件を国際正義と人道の名において怒りを込めて抗議します。また、テロの犠牲となった多数の人々とその家族の皆さんに心から哀悼の意を表するとともに、多くの負傷者と救命救援活動に携わっている関係者の方々にお見舞いを申し上げます。我が党は、事件の真相の解明とともにテロ根絶を目指し、軍事力による制裁、報復ではなく、法と理性に基づいて問題の解決が図られることを求めます。

さて、日本の株価は一時1万円台を割ったり、さらに7日に内閣府が発表した2001年度4月-6月の国民総生産は、実質前期に比較して0.8%減と発表しました。このままいけば年マイナス3.2%成長の落ち込みになると予想されております。既に完全失業率は史上最悪の5%、320万人となっており、日本経済の不況と雇用危機は深刻なものとなっています。11日には大手スーパーマイカルが事実上倒産するなど、不況は国民生活を大きく打撃しています。

この経済不況に、小泉首相は構造改革を進めると言うだけで、何の手だてもしないばかりか、今大企業412社の内部留保は実に102兆円と大もうけしています。それなのに大企業が進めるリストラと不良債権の早期最終処理と称して、中小企業の大量倒産、それに伴う大量失業を押し進めようとしています。

さらに、小泉内閣は新たに健康保険の本人負担を3割負担にしようとしています。坂口厚生大臣は、痛みを分かち合うのは当然と述べるありさまです。健康保険の本人3割負担によると、その国民の負担額は4,000億円以上と言われ、国民への命と健康への影響ははかり知れません。このことはさらに家計を冷え込ませ、日本経済を後退させるものになるでしょう。このまま経済改革に無能な小泉内閣が続くならば、国民の将来の不安を大きくし、底なしの不況が続くかもしれません。一刻も早く小泉内閣は退陣すべきであります。今こそ日本経済を守る国民の戦いが緊急に求められる時期はありません。日本共産党はその先頭に立って頑張る決意であります。

私は、命と暮らしを守る立場から、大綱6点に

わたって質問してまいります。

大綱第1点は、行財政改革であります。

市は、行財政改革をなぜしなければならないかということについて、1996年の行財政改革大綱は、バブル経済の崩壊後、長引く不況の影響、人件費、公債費を中心にした義務的経費の増による財政の硬直化が進んだ。そのために行財政全般の見直しが重要と述べ、事務事業の見直し、適正な定員管理、自主財源の確保を通じて市民サービスの向上を図ると述べています。

その後、1997年、1999年、2000年、2001年といろいろと報告書をまとめていますが、財政悪化の原因はいずれもバブル云々と他に転嫁し、みずからの責任には無反省のままです。昭和62年より続いてきた空港関連事業と同和事業優先を押し進めた結果、1987年から2000年までに増加した市の借金、市債は、94億円から234億円と約2.4倍以上になっています。さらに、1999年の国の同和事業終結の駆け込み同和事業として、同和住宅を強行建設など同和事業優先のための借金も増加させています。

このように借金をふやしながら関空関連からの収入はどうなっているのでしょうか。今日、関空会社の状況はどうでしょうか。1兆円を超える借入金を抱え、金利負担だけでも年約411億円に上り、ことし8月には2期目の工事の事業費を約3割圧縮することを決めています。関空会社は、赤字経営から黒字経営になるには最長18年後と発表しています。

今、自民党さえ9月2日、空港会社を廃止し、2期工事を中止し、国有化を考えると新聞報道されています。りんくうタウンに至っては、大阪府は7,000億円投資しながら今なお2,700億円という赤字を抱え、今なお売れない土地は50%もあり、りんくうタウンは大阪府にとってお荷物となり、企業局さえも2011年には廃止しようとしています。市が当てにしたりんくうタウンからの収入は、全く当てにならないものとなっています。結果として見通しのない関空、りんくうタウンにしがみついていた泉南市の体質が、市の財政を悪化させてきたことは紛れもない事実ではないでしょうか。

今日、不況と雇用危機の中で、行革と称して福祉、教育を切り捨て、受益者負担と称して市民に次々と負担を押しつけるこのような行革は、認めることはできません。むだな公共事業を省き、市民の意見を聞いて、市民生活の向上を進めるべきであります。

そこで、お伺いしますが、行政改革について今後の見通しをお伺いしたいと思います。

その2は、合併について今の時点で見解をお伺いしたいと思います。

大綱2点は、同和教育についてであります。

既に国政のレベルでは、1999年3月末をもって同和対策事業は基本的に終結されて、残事業処理として一部の事業、施策についてのみ5年を限度に講じられてきた経過措置も、2002年末で期限切れを迎え、文字どおり同和行政終結の時期を迎えます。

当然、同和教育も終結するべきです。大阪府の2000年の同和地区意識調査では、同和地区から地区外への転出、他地域から同和地区への転入は54.2%と進み、混住化進行が進み、同和地区内外の垣根は取り払われてきています。同じ調査の中で、結婚についても地区内外の多くの人々の努力と運動、国民全体の民主主義の発展などの反映で、25歳から29歳代では地区外との結婚は71.5%となっており、同和事業を終結する根拠となっています。

そこで、お伺いしますが、同和教育イコール人権教育を廃止すべきではないかと考えますが、お伺いしたいと思います。

大綱第3点は、人権推進と図書館暴力事件についてであります。

大綱2点目の質問と同時に、2002年3月には同和事業は終結します。同和問題を人権問題と名称を変えて啓発活動を進めることはやめるべきです。人権問題の啓発活動は、市民の自主的、自発的な学習活動を基礎に進めるべきもので、人権に対する理解は不十分という認識を前提とした行政が、あたかも市民の意識変革を担うような啓発はすべきではありません。ましてや、人の心に踏み込むことは絶対に許すべきものでありません。人権問題についての理解は、市民自身の自主的、自

発的な学習活動を基礎にして進められるべきものです。

そこでお伺いしますが、人権推進についても2002年3月後も見直しを図る必要があると思うが、お伺いしたいと思います。また、図書館暴力事件のその後の経過と対応をお伺いしたいと思います。また、幼児に対する人権侵害に対する対応をお伺いしたいと思います。

大綱4点目は、巡回バスについてであります。

南海バスの一丘団地路線の廃止後、巡回バスの実現が強く求められていますが、市内巡回バスについて市の対応をお伺いしたいと思います。

大綱5点目は、西信達地区に対する都市公園を設置する問題であります。

西信達地区には、現在りんくうタウン内に公園がありますが、西信達地区全体から見ても利用できる便利な場所には公園がありません。市として地区内に都市公園の設置計画があるか、対応をお伺いしたいと思います。

大綱第6点目は、砂川榎井線の進捗状況と、一丘団地における交通安全対策についてお伺いしたいと思います。

以上であります。

議長（奥和田好吉君） ただいまの成田議員の質問に対し、理事者の答弁を求めます。向井市長。

市長（向井通彦君） 私の方から、行財政改革中の合併問題について御答弁を申し上げます。

地方分権の実行の時代に入りまして、市町村の今後の動向が注目されており、今後地方行政に対する住民ニーズを十分に反映した個性豊かな地域社会の構築が求められているところでございます。

一方、地方分権が推進することにより、住民ニーズは今後ますます多様化、高度専門化し、地方分権を担うための受け皿としての行政体制の整備が急がれているところであります。国においても、法改正や制度改革を進め、地方分権推進の土壌整備に努められ、合併特例法の改正を初め諸制度の創設がなされてまいりました。

本市におきましても、地方分権が進む中、国や府の権限が移譲される中において、受け皿として自治体の人材規模等の検討が急務であり、その方策として広域行政、市町村合併が重要な要素の1

つである、また避けて通れない問題であると認識をいたしております。

そのため本市におきましては、合併特例法の期限を見据えながら合併も視野に入れ、広域行政、合併問題をあわせて検討し、両方のメリット、デメリットの抽出を行い、その調査、検討結果については、議会を初め市民の方々にも情報提供し、本市の将来の方向について御一緒に考えてまいりたいと考えております。そのため、泉州南広域行政研究会を立ち上げ、それぞれの市町の状況を現在調査しているところでございます。

議長（奥和田好吉君） 谷総務部長。

総務部長（谷 純一君） 成田議員御質問の行財政改革について御答弁申し上げます。

まず、1点目の財政についてでございますけれども、本市の財政状況は、平成12年度決算におきまして財政構造の弾力性を示す指標であります経常収支比率が98.2%となり、平成5年度以来7年ぶりに100%を下回るなど一定の改善が図られたものの、3年連続の赤字決算となりまして、非常に厳しい状況となっております。

また、将来の財政予測につきましても、先般の中期的財政収支見通しでお示しさせていただいておりますように、数年先には膨大な財政赤字が生じるものと予想されます。そのような中、本年2月に新行財政改革大綱を策定し、同実施計画に基づきまして行財政改革の推進に鋭意取り組んでまいるところでございます。

今後の財政予測につきましては、将来の収支を正確に把握することが肝要でありまして、毎年度ローリングしていく予定となっておりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、公共事業についてでございますが、普通建設事業につきましては、関西国際空港建設を契機といたしまして、道路、下水道などのおくられていた都市基盤整備を積極的に進めてまいりました。しかし、一方で事業費に充当のため市債を増発したため、元利償還金が増加していることも事実でございますが、市民生活の利便性や生活環境の向上などに多大な寄与をし、将来にわたって本市の財産として市民サービスのため有効活用が可能となったと考えております。

また、今後は事業の実施に当たっては、事業費を可能な限り縮小し、緊急性、投資効果を十分検討した上で実施事業の優先順位づけや選択を行い、事業規模の調査、実施時期の再検討を行い、単年度事業といたしましては約20億円以内をめどとしまして実施していく予定でございますので、よろしく御理解くださいますようお願いいたします。

続きまして、行革と福祉との関連でございますが、本市におきましては市民生活の向上のため多くの施策に取り組み、積極的に各種事業を展開してまいりました。しかし、市民ニーズの変化、多様化を伴う中、新行財政改革大綱にもお示ししましたとおり、事務事業の整理合理化は喫緊の課題となっております。

御指摘の福祉施策につきましても、行政効果や公平性の観点から、福祉見舞金や給付金など個人給付的事業の見直しを行い、少子・高齢化社会の進展に的確に対応できる施策への転換を図ってまいりたいと、このように考えておりますので、よろしく御理解いただきますようお願い申し上げます。

以上でございます。

議長（奥和田好吉君） 吉野教育指導部長。

教育指導部長（吉野木男君） まず、第1点目の同和教育の廃止ということについて御答弁申し上げます。

同和教育、人権教育の目指すものは、学校園におけるあらゆる教育活動を通して、幼児・児童・生徒がその発達段階に応じて人権及び人権問題に関する正しい理解、認識を深め、主体的な思考力、判断力を養い、みずからの課題として人権問題の解決に取り組むとともに、社会の構成員としての責任を自覚し、豊かな人間関係や人権感覚を持って行動する民主的な人間を育成することでありませぬ。

さて、今後の人権教育のあり方につきましては、先般の議会でも申し上げておりますように、人権擁護施策推進法に基づいて、人権教育、人権啓発に関する今後のあり方につきまして法的整備というんですか、法的位置づけが明確にされております。中身といたしましては、人権教育及び人権啓発の推進に関する法が平成12年12月施行され

ております。

こうした状況を踏まえ、大阪府教育委員会におきましても、教育分野における人権教育を総合的に推進する基本的な考え方、並びに具体的施策の推進方向を明確にするために、人権教育基本方針、人権教育推進プランが策定されており、本市におきましても平成12年12月、泉南市人権教育基本方針を策定いたしましたものであります。

今後とも同和問題に限らず、障害者、男女平等、在日外国人、子供の人権に係る人権問題を初め、さまざまな人権問題の解決を目指した教育を人権教育として積極的に進めてまいりたいと、このように考えております。

それから、教育委員会の所管するところで、幼児に対する暴力からの排除というんですか対応方につきまして、特に御指摘の点もございますので、その点を踏まえて御答弁申し上げます。

本年の例の池田小学校の事件を契機として、子供みずからが保護の対象ではなく、権利主体としてみずからにかかる暴力的な状況に対してどのように考え、どのように具体的に行動を起こすのかということの認識なり具体的手法を学ばせる1つのプログラムということで、CAPというプログラムが導入され、各市町村でそのための研修会なり、あるいは具体的な学校現場で子供たちがロールプレーとしてそのことをやっていくというような実践がなされております。

本市教育委員会におきましても、幼稚園・小学校等学校のニーズに応じて、新しく開発された子供への暴力防止のプログラムとしての内容について活用が進むよう取り組みを進めております。

また、保護者向けにつきましては、そういったプログラムを実際に見聞きしていただくということの中で、その理解を深めていく取り組みをいたしております。

以上でございます。

議長（奥和田好吉君） 金田教育総務部長。  
教育総務部長（金田峯一君） 御質問のうち、図書館暴力事件とその後の経過について御答弁申し上げます。

図書館司書職員の不祥事に関しましては、前回の市議会におきまして内容等を御報告いたしまし

て、おわびを申し上げたところでありますが、その後図書館はもちろん、教育委員会といたしましても信頼回復のため努力いたしておるところであります。

この不祥事に関しましては、本当に市議会の皆様方、市民の皆様方には御迷惑をおかけいたしました。このようなことが二度と起こってはなりませんし、またさせないためにも努力いたしたいと存じます。再発防止につきましては、ライン、スタッフの有機的な連携、職員とのコミュニケーション等を図り、二度とこのような不祥事が惹起しないよう努めてまいっているところであります。

司書のうち2人の職員の職場復帰後、去る9月1日付で、教育委員会において教育総務課、社会教育課に配置がえ異動を行うとともに、意識改革を図るため研修等を中心に改善に努めております。

今後、人権問題について職員の資質向上を含め、職員に公務員としての役割や責務をより認識するとともに、人権問題をみずから学ぶ意欲と自己改革を図るため、人権問題等、積極的に参加させ認識を深めてまいりたいと存じております。

以上でございます。

議長（奥和田好吉君） 大浦人権推進部長。

人権推進部長（大浦敏紀君） 人権行政についてお答えをさせていただきたいと思っております。

国におきましては、平成8年の地域改善対策協議会の意見具申において、差別意識の解消に向けた教育及び啓発に当たっては、これまでの同和教育や啓発活動の中で積み上げられてきた成果とこれまでの評価を踏まえ、すべての人の基本的人権を尊重していくための人権教育、人権啓発として発展的に再構築すべきであると考えられると指摘し、これを受けて人権擁護施策推進法を制定し、人権擁護推進審議会を発足いたしました。

そこで、人権擁護に関する施策の推進について、国を初めとする責務を明らかにするとともに、必要な体制の整備に向け取り組みが行われているところであります。

昨年12月に人権教育及び人権啓発に関する法律が制定されました。人権擁護推進審議会による教育及び啓発に関する施策の基本的事項についての答申でも、主な人権課題として、同和問題はも

とより女性、子供、高齢者、外国人などの多岐にわたる課題を指摘し、人権教育の国連10年と連帯して、人権教育、人権啓発の一層効果的な取り組みを進めることを提言しております。大阪府及び府下の市町村においても、人権教育の国連10年行動計画を初め人権教育基本方針を策定し、人権教育、人権啓発の取り組みを進めているところであります。

人権教育、人権啓発事業のさらなる発展により人権が尊重される社会の創造に努めているところでありますので、よろしく御理解賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

議長（奥和田好吉君） 藤岡市民生活部長。  
市民生活部長（藤岡芳夫君） 市民生活部の方からは、巡回バスにつきまして内容の説明を申し上げます。

まず、巡回バスですが、これを私たちはコミュニティバスというふうに理解しております。コミュニティバスにつきましては、その必要性、それから導入の目的、これにつきましては交通の空白不便地域の解消、それから高齢者、障害者等の交通弱者のモビリティの確保ということと、それから環境負荷への軽減ということの3つの大きな内容について必要性和導入目的を考えております。

つきましては、今議会の補正予算、これの方に今回計上をしてございます。費用としましては、バスの運行補助金としまして450万円を計上しているものでございます。これは来年の2月、3月の分として計上しているものでございます。

内容としまして簡単に申し上げます。現在考えている内容ですが、通行の路線ですが、現在の福祉巡回バス路線の4コース、これを基本として考えております。起点、終点につきまして若干違う場所に考えてまいりたいと。

それから、運行するにつきまして、まずバスの運行が可能な大規模団地内を走るということも検討を加えてまいりたいと考えています。

それから、運行の車両につきましては、小型低床型バス2台で、回数につきましては365日の毎日運行として、1コース午前が2回、午後が2

回ということで考えております。時間帯につきましては、午前8時半から午後5時半までということで考えております。

運行開始日は来年の2月1日ということを考えてまして、先ほど申しました計上分、これにつきましては2月分と3月分ということで現在考えております。

それから、運賃につきましては、現在試算でございませけれども、大人が100円、小人が50円、それから高齢者、障害者等は無料でとと考えてございます。

それから、この計上している市の費用負担につきましては、事業費と運賃収入の差の補てんとして計上している次第でございませ。

どうかよろしくようお願い申し上げます。

議長（奥和田好吉君） 山内事業部長。  
事業部長兼下水道部長（山内 洋君） まず、西信達地域に公園が必要だ、どのように公園の設置について取り組んでいるのかという御質問でございました。

西信達地域には、先ほど島原議員さんにもお答えさせていただいたように、近隣公園のりんくう南浜公園があるわけでございますけれども、かなり離れてるということと、それと今現在取り組んでおります防潮堤によって隔てられてるということもございましたので、防潮堤の撤去後はりんくうタウンとそれから内陸部と、これらについては一団となってますます利用しやすくなるということをおもっておるところでございます。

しかしながら、密集地帯でもありますし、牧野地域と同じように西信達地域も公園は必要だということは認識をいたしております、そのために地元からの要望もございまして、昨年度には公園の土地利用についての基本計画を行いたいということで調査を行ったところでございます。

今後、スパンといたしましては、先ほどの議員にもお答えしたように、毎年毎年というわけにはいきませせん。それと、当然都市計画という順序を踏んで、また財源をどうするのかということも踏まえて、また補助事業に乗れるのか乗れないのかと、そこらの判断もしながら公園事業については取り組んでいかなければならないというふうに思

っておるところでございます。

それから、砂川樫井線の進捗状況についてのお尋ねでございましたが、JRの阪和線の和泉砂川駅より一丘団地に至る事業認可の区間は1,498メートルでございまして、これは毎回お答えをさせていただいてるところでございますけれども、一部の権利者を除いて用地取得もおおむね完了しております。現在は、残りの地権者の方と鋭意話し合いを行って、用地取得がスムーズにいくように努力をしておるところでございます。事業認可の区間のうち一丘団地内の600メートルについては、既に暫定の供用を行っておるところでございます。

工事の進捗につきましては、平成8年度には牧野地内で150メートルの改良工事を行いました。平成9年度には、一丘団地から尋春橋までの140メートルの改良工事を実施しました。平成10年度には、同区間の車道部分の100メートルの改良工事を行ったところでございます。

毎年毎年事業をやっておるわけでございますが、一帯として事業効果が上がらないということもございまして、ずっとお答えさせていただいているように、市場岡田線との連結によって新家駅前の交通渋滞が緩和されるよう、また一丘団地と砂川駅のアクセスがスムーズにいくように、今後とも事業についての努力はしていきたいというふうに思っておるところでございます。

議長（奥和田好吉君） 成田君。

18番（成田政彦君） あと何分ですか。

議長（奥和田好吉君） 52分まで。

18番（成田政彦君） それでは、行革についてお伺いしたいと思います。行革は平成8年の行財政改革大綱に基づき、9年、それから11年、13年とたくさんの報告書、大綱を市は発表し、実施計画としてなさってるんですけど、この間総括的な文書、第1段階の9年から11年については行財政改革報告書というものが出されて、総括的に効果は9億円あったということがここに述べられています、その中身についてと、今後の現状をお伺いしたいと思います。

1つは、財政難の原因と反省はどこにあるのかという質問、これは市長にお伺いしたいんですけど、

空港関連施設については意見の相違はあるんですけど、この財政の中にも書かれてるんですけど、今日の財政危機をもたらしたのは、当局もここに書いてあるんですけど、関西国際空港開港に伴う都市基盤整備を積極的に進めたことによる市債元利償還金が確実に増加したと、こういうことが原因であるということ、中身は別としてこの行財政改革報告書、12年の6月に出したやつにははっきり書かれております。

それから、もう1つは市税収入の問題なんですけど、残念ながらこの報告書によると、市税の推移というのは平成7年から平成11年、5年間の市税収入というのは、結局増減はなかったと。いわゆる毎年マイナスということで、当初市税収入の計画は、平成14年度までに最初の計画によると約7億円の増収を見込むというのが、この行財政計画の中期的展望の中に書かれております。市税収入の向上7億円、これは平成14年までにこれだけ上げるのだということが明確になされておるんですけど、このことについてそれは結果的にどうであったか、それも市長にお伺いしたいと思います。

それから、りんくうタウンからの収入、これは1年前に市長は認めたんなんですけど、結果的にこれもりんくうタウンからの収入が当初見込んだよりも10分の1かの収入しかない。これも市財政に大きな影響を与えておると、そういう点でりんくうタウンの収入不足というのは認めるということをおっしゃられておるんですけど、この点についてどう考えておるのか。

それから、もう1つ、行財政改革報告書の中で1つ抜けてるのが、市長は同和問題に関しては、行革の中身については聖域がないと言われたんですけど、結果的に見ますと、このいわゆる行財政改革報告書の中には、同和問題の行財政改革というのは残念ながら結果として項目を挙げてこれには触れられてないということで、同和問題の行政改革はどうなるんだと、これは多くの問題があるのではないかと私は思います。その点について、まず市長の見解をお伺いしたいと思います。

議長（奥和田好吉君） 向井市長。

市長（向井通彦君） まず、関西国際空港に伴い

ます空港関連事業でございますけども、昭和61年ごろから順次行ってまいりました。

この間におきまして、御承知のように泉南市の場合は、特に道路、下水道、あるいは公園、あるいは福祉施設、あるいは教育文化施設といいますが、そういうものを中心にやってまいりまして、それが通常であれば何十年かのスパンがかかるような事業を空港関連事業という形でいろんな補助、あるいは府の貸し付け、当然起債も含めてですが、通常よりは有利な条件のもとに施工を行ってまいりまして、現在のようにかなり整然とした町並みが形成されてきたというふうに思っております。したがって、その効果というのは大変大きなものがあるというふうに思っております。

それと、当然起債が増加したという部分がございます。起債残高でピークで250億ぐらいあるということでございますけども、これも既に過年度においてそのピークを過ぎて減少してきております。ただ、償還については来年度がピークということでございますので、その二十数億の返済をもってピークアウトすると。以後は、徐々にではございますが、下がってくるということでございます。

それと、税収につきましては、これは確かに景気の影響はあったというふうに思っております。ですから、特に内陸部の地場産業を中心としたそういう基幹産業といいますが、その事業等について極めて不況の影響を受けたということで、廃業あるいは転業、休止というところも多数ございまして、これらについては相当大幅に当初の見込んでおったものより減少してきたというのがございます。

それから、りんくうタウンの税収につきましては、当初は御承知のように予備登録のときには押すな押すなの状況でございまして、それがバブルの崩壊とともに、実際の募集になったときには本当に限られた企業になってしまったということがございます。したがって、りんくうタウンからの税収というものを相当期待しておったのも事実でございますけども、それが大幅に減少したという歳入面での減少がございまして。

ただ、ここに来ましてようやく少しまた動き出

したというところがございまして、その間かなり見直しについては下回ったということがございます。これが非常に大きかったというふうに思っております。

それと、行財政改革で聖域なしと言うけれども、同和事業その他についての記載がないじゃないかというお話でございますけども、これは一定法期限内に泉南市の場合には予定しておりました事業を一応完遂したということでございます。ですから、維持管理とか改善という部分のものは別として、当初見込んでおったものはすべて完了したということで、一応その事業については終わってるというふうに解釈をいたしております。

それと、個人的給付等については、一般施策への移行という中で、それぞれの方々の御理解のもとに大幅な見直しを行って、毎年度その御報告をさせていただいておりますとおり、あと激変緩和の部分はございますけども、順次改善をして、間もなく一般施策にすべて置きかわるということになるわけでございますので、こういう面については着実に進行をいたしております。

それは、改めて同和事業そのものとしてのその記載はありませんが、特にいろんな福祉とか、そういう個人的給付事業の見直しの中に含まれておりますので、御理解をいただきたいというふうに思っております。

いずれにいたしましても、まだしばらく厳しい状況が続くということで、第2次の行革大綱並びに実施計画を定めて、その目標に向かって行財政改革を進めるということにいたしておりますので、御理解をいただきたいと存じます。

議長（奥和田好吉君） 成田君。

18番（成田政彦君） 結果的には61年、九十数億の借金から現在は230億。そして、23億近くの市債を返すために7億円の事業しかできない。こういうために平成9年、11年の行革の中身を見ますと、平成10年、11年、10%の一般的経費の削減ということは、結果的には私ども指摘したように、教育のいわゆる需用費、学校整備の工事費、こういうものの大幅削減、これは平島市長の平成5年のときと、今の市長の教育の予算を見ますと、大体3億円ぐらい教育費で削減

されております。

これは教育全体、中学校費に至っては工事費などは大幅どころかはずたずた、今日、中学生の状況を見る場合、ほとんど壊滅的に中学校の校費などは減らされております。

そういう点と、それから教育の場合は幼稚園の保育料の値上げ、これは11年までですよ、福祉の敬老祝い金の削減、そして教育施設費の大幅減、そして人件費の削減と、こういうものが具体的に大きく削減されて、効果の一番大きいのはやはり人件費3億4,200万円、これが最大の効果だと。教育の幼稚園保育料とか福祉の敬老祝い金というのは、全体としてこれがどれほど効果があったのかと非常に疑問を感じます。

平成5年度と平成10年度の泉南市の、市長の前と今日の福祉の費用、教育の費用を見ましても、福祉では約5億円のマイナス。如実に福祉、教育が削られ、そのいわゆる赤字の原因を市民に押しつけると、これが私は現在の結果ではないかと思えます。

そして、ことし、平成13年6月発表された泉南市の行政改革大綱実施計画によりますと、これはまさに福祉、教育切り捨てのオンパレードであります。これの2ページには、福祉関係では母子家庭福祉見舞金から就学援助も見直しを行うと、こういうことが述べられております。そして、学童保育、チビッコホーム、これも見直しをする。そして、受益者負担の適正化ということで、大幅な福祉、教育の切り捨てがここに書かれております。

予算的に見て一体就学援助の切り捨てはどの程度かということ、小学校で743人、中学校291人、チビッコホームもありますけど、私は現在非常にリストラが進む中で、お父さん、お母さんが中学校へ——中学校以下大変なんですけど、大変お金がかかると。そういう中で、憲法では義務教育は無償を保障するといつて就学援助制度ができたと思えます。このような中で1,000名近くの子供たち、そして苦労してる親御さんから就学援助を見直しするというのは、一体どういふつもりなのか。

それから、チビッコホーム、学童保育の問題で

すけど、これも、2,500万足らずなんですけど、有料化するというのは、共働きで生活しなければならぬと、こういう点から見て、この行革計画書というのはほんまに冷たい中身になっております。

それから、同和の問題なんですけど、ここの中には同和事業について見直しは2点あります。解放文化祭の見直しを行う、それから共同浴場のあり方、若松湯、寿湯についてはより効率的な運営を行うと、この2点があります。

しかし、補助金などの整理合理化については、例えば現在若松湯、寿湯に対しては、部落解放同盟の支部長に赤字ということで年間1,000万以上の補助金が委託されております。民間の浴場と、いわゆる寿湯、若松湯の浴場の料金は一体どうなっておるのか、それもお伺いしたいんですけど、受益者負担、補助金の見直し、こういう中でこの若松湯、寿湯の補助金の見直し、それから同和事業が2002年3月にはもう完全終結するんですけど、そうなれば市同促の補助金もこれも必要ありません。この点についてどう考えるのか。

それから、使用料などの滞納額の縮減ということで、これは保育料の滞納額の縮減、下水道受益者負担金の滞納額の縮減ということに触れられておるんですけど、同和住宅における滞納問題は、行革の中ではそれは一切結構ですと、一切市は追及しませんということなのか、それも触れられておりません。そういう同和事業の見直し。

それから、もう1つ、定員計画が今度発表されたんですけど、泉南市定員計画の中に市単独同和加配はどうなるとするのか。いわゆる同和関係の加配。市の職員は全部で716人、平成12年現在で712人になつておるんですけど、これは幼稚園に対する同和加配、保育所に対する同和加配、いろいろあるんですけど、この職員数は一体何人おり、年間どの程度の給与が払われとるのか。

一般職員に対しては、早期退職の人とかたくさん出てきて、人件費が大分下がってくるんですけど、その中でもう2002年には同和事業はなくなりますので、この幼稚園と同和加配の見直し、人件費の削減はどういふふうに考えておるのか、その点について市の考えをお伺いしたいと思いま

す。

議長（奥和田好吉君） 大浦人権推進部長。

人権推進部長（大浦敏紀君） 成田議員の御質問にお答えさせていただきたいと思いますが、多岐にわたっているので、欠落する場合はお許しを願いたいと思います。

まず、新行政改革大綱の計画書の件でございますが、この件につきましては、個人的事業の見直しということで出ております。これは同和行政の本市の基本的認識については、幾度となく定例市議会において市長及び私が御答弁をしていますように、行財政改革とは何ら関係がなく、数年前から法期限を見据えてハード面とソフト面で関係諸団体並びに関係者と協議を行って、早いもので平成6年から見直しを実施している状況でございます。

同和対策の個人給付事業につきましても、議員御指摘のように特措法の法期限が2002年3月末で切れるに伴いまして、これも達成度合い、効果、必要性をすべて点検しながら一般施策に移行をしているわけです。

そして、今さきに言われた個人給付事業につきましても、これは同和対策事業の見直しです。ですので、高等学校入学支度金とか高等学校就学奨励費、これは同和対策の見直しをこのここへ掲げているので、一般施策ではございません。そういうことで御理解を賜りたいと、これが第1点でございます。

次に、第2点でございますが、若松湯と寿湯につきましては、当然議員御指摘のように部落解放同盟鳴滝支部の方に現在は委託しております。しかし、それにつきましても、関係諸団体並びに関係者と協議を現在行い、見直しをすべく今協議中でございます。そういう意味からも、当然実施をしていくということでございますので、これにつきましても今年度末をもって見直しを実施することとは、前回の定例会本会議にも申し上げてるとおりでございます。この辺を御理解を賜りたいということでございます。（成田政彦君「補助金を含めて見直しか」と呼ぶ）

補助金につきましても当然見直しを実施すると言っておりますので、御理解を賜りたい。すべて

について見直しを実施するというので前回の定例会にも説明しておりますので、御理解をお願いいたします。

〔成田政彦君「議長、議事進行」と呼ぶ〕

議長（奥和田好吉君） 成田君。

18番（成田政彦君） 失礼な言い方するなよ、その言葉。それで、市同促答えたか、市同促の問題。それから、滞納問題に対する催促の問題、答えてないやろ。

議長（奥和田好吉君） 大浦人権推進部長。答弁者に申し上げます。質問しているものに答弁してください。質問以外のものに答弁しないでください。

人権推進部長（大浦敏紀君） すべての同和行政について、法期限を迎えるに当たって、前回の決算委員会でも真砂議員にもお答えいたしました。すべてについて見直しをいたしますと、これは言明しておりますので御理解を賜りたいということでございます。

以上です。

議長（奥和田好吉君） 成田君。

18番（成田政彦君） ということは、もう一遍、市同促についても補助金についても、これは見直しすると、そういうことですか。再度。

それと、ふるの値段を聞いてない。一般と同和地区のふるの値段。

議長（奥和田好吉君） 大浦人権推進部長。

人権推進部長（大浦敏紀君） 手を挙げられては困ります。私も答弁させていただきます。では言いません。

すべての同和事業、これは市同促もすべて入りますね。それにつきましても見直しを実施すると、これは約束ですから報告はすべてさせていただきます。

それと、料金でございますが、浴場につきましては平成10年まで大人が50円でございます。小人は30円。老人の65歳以上は30円でございます。それが平成10年4月1日、これは当然見直しを実施させていただきまして、現行の大人が100円、小人が50円、老人65歳以上が50円に見直しを実施させていただきました。当然これにつきましても、今後見直しを実施させて

いただきたいと。

ただし、今現在一般の浴場については幅がござ  
います。府下につきましては、資料が出ておりま  
すが、250円から350円の間と聞いておりま  
す。

以上です。

議長（奥和田好吉君） 成田君。

18番（成田政彦君） あと何分。

議長（奥和田好吉君） あと2分。

18番（成田政彦君） ふるの料金は、樽井の浴  
場は340円ですわ、今の値段が。若松湯、寿湯  
は150円ですね、わかりました。

それと、就学援助と学童保育の問題、これ市長、  
これは断固として見直していくと、こういうこと  
ですか、行革に書かれておるけど。

議長（奥和田好吉君） 大浦人権推進部長。

人権推進部長（大浦敏紀君） これにつきまして  
は、同和対策事業として連動してますから、そう  
いう形を言ってますけども、その今議員がおっし  
ゃってる就学援助費というのは、同和対策事業の  
就学援助費のことを言ってるわけですよ。それは  
当然平成14年の3月末で見直し、これは個人的  
給付事業ですから見直しをするということで出て  
るわけでございます。御理解を賜りたいというふう  
に思います。

議長（奥和田好吉君） もう時間が迫っておりますので。

18番（成田政彦君） いやいや、これは違っ  
った。要保護及び準要保護児童・生徒援助費、こ  
のことですわ。小学校就学援助費、このことです、  
一般の。これについてちょっと市長に。就学援助  
費、これを打ち切るのかどうか、最後ちょっと聞  
きたいので。議長、それだけ答えてもらって。

議長（奥和田好吉君） あと30秒しかありません。吉野教育指導部長。

教育指導部長（吉野木男君） 就学奨励費に関す  
る質問について御答弁申し上げます。

現行、生保基準の1.3ということで就学奨励費  
の支給をやっております。状況的に毎年支給する  
子供たちの数が非常に増加傾向にあると、こうい  
う現況下にあります。教育委員会といたしまして  
は、そういう状況を踏まえ、今後検討していく課

題の1つであると、このように認識いたしてお  
ります。

以上でございます。

議長（奥和田好吉君） 以上で成田議員の質問を  
終結いたします。

お諮りいたします。本日の日程は全部終了いた  
しておりませんが、本日の会議はこの程度にとど  
め延会とし、明18日午前10時から本会議を継  
続開議いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（奥和田好吉君） 御異議なしと認めます。  
よって本日の会議はこの程度にとどめ延会とし、  
明18日午前10時から本会議を継続開議するこ  
とに決しました。

本日はこれをもって延会といたします。

午後4時55分 延会

（了）

署 名 議 員

大阪府泉南市議会議員 奥和田 好 吉

大阪府泉南市議会議員 大 森 和 夫

大阪府泉南市議会議員 真 砂 満